損保ジャパン記念財団叢書 No. 81

第１２回（平成２２年度）

損保ジャパン記念財団賞
受賞者記念講演録

記念講演

著書部門

『社会福祉の利用者と人権－利用関係の多様化と権利保障』

東洋大学社会学部　教授

秋元　美世

シンポジウム

『社会福祉が捉える「利用者像」－東日本大震災を踏まえて－』

コーディネーター：白澤　政和（桜美林大学大学院老年学研究科教授）
パ ネ リ ス ト　：岩崎　晋也（法政大学現代福祉学部教授）
（順不同）　岩間　伸之（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授）
岩田　正美（日本女子大学人間社会学部教授）
コメンテーター　：秋元　美世（東洋大学社会学部教授）

（敬称略）

＊日時＊平成２３年７月２３日（土）　午後１時より

＊場所＊グランドアーク半蔵門３階会議室「華の間」

平成２４年３月

公益財団法人　損保ジャパン記念財団

目　　次

１．主催者挨拶
公益財団法人損保ジャパン記念財団　　理事長 佐藤　正敏　　……１

２．審査委員長挨拶
損保ジャパン記念財団賞　　審査委員長 白澤　政和　　……３

３．記念講演録

『社会福祉の利用者と人権－利用関係の多様化と権利保障』
東洋大学社会学部　教授
秋元　美世　　……５

資　　料（受賞者記念講演会資料集）　　……17

４．シンポジウム
『社会福祉が捉える「利用者像」－東日本大震災を踏まえて－』　　……33

コーディネーター：白澤　政和（桜美林大学大学院老年学研究科教授）
パ ネ リ ス ト　：岩崎　晋也（法政大学現代福祉学部教授）
（順不同）　岩間　伸之（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授）
岩田　正美（日本女子大学人間社会学部教授）
コメンテーター　：秋元　美世（東洋大学社会学部教授）

資　　料（受賞者記念シンポジウム資料集）　　……67

５．第１２回損保ジャパン記念財団賞贈呈式資料
審査講評　　審査委員長　　白澤　政和　　……91
（敬称略）
資　　料　……　損保ジャパン記念財団賞受賞者

第１２回損保ジャパン記念財団賞贈呈式・記念講演会・シンポジウム
（平成２３年７月２３日実施）



佐藤正敏　理事長



白澤政和　審査委員長



贈呈式



受賞者記念講演会　秋元　美世氏



パネリスト（左から　コーディネーター白澤政和氏
岩崎晋也氏、岩間伸之氏、岩田正美氏、秋元美世氏）



シンポジウムの様子

１．　主催者挨拶

公益財団法人　損保ジャパン記念財団
理事長　佐藤　正敏

たただいま御紹介をいただきました理事長の佐藤でございます。本日は、皆様に御案内を差し上げたところ、このようなお暑い中をたくさんの方にこの講演会、そしてシンポジウムに御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、損保ジャパンの記念財団賞の贈呈式ということでございます。後ほど秋元先生に御登壇いただいて表彰式をするわけでございます。

この表彰式を前に、実はこの表彰式は３月に行う予定でございましたが、それが延期されてしまいました。御承知のとおり、３月 11 日に大きな東日本大震災が発生いたしまして、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、心からお悔やみを申し上げたいと思います。また、今でもいろいろ避難生活を強いられていらっしゃる被災者の方々、そういう方々に対しては本当に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

私ども損害保険会社は、こういった事態に地震保険という制度がございまして、この地震保険のお支払いを早急にするというのが社会的使命と考え、業界をあげて取り組み、70 万件の支払い金額にして１兆 700 億円の支払いを既に済ませております。また、こういった個人の方々のほかに、企業活動を支えるための地震保険の支払いというのも別途行っております。

そのほかに、我々グループとしましては、社員並びに代理店の皆さんから義援金を集めてお届けをしたり、あるいは社員が東北地区のボランティア活動に参加したり、何とかこの震災の復旧、復興のための一助になればと考えて活動しております。

そういう中でのこの講演会並びにシンポジウムでございます。この記念財団の活動についても、損保ジャパンとして大いに支援をしていきたいと考えております。

さて、贈呈式の開催に当たりまして、日ごろの研究成果が学術文献表彰という形で受賞の栄に浴されました秋元美世様に対して、まずは心からお祝いを申し上げます。まことにおめでとうございます。

当財団の活動全般につきましては、本日の資料にも簡単に掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

本日予定させていただきます記念財団賞は、社会福祉分野の人材育成を目的とした賞で 13 年目を迎えます。創設以来、厚生労働省の御支援を賜り、また、日本社会福祉学会、日本地域福祉学会、さらには日本社会福祉経営学会連合、日本社会福祉教育学校連盟など、各方面からの御後援をいただき、回を重ねるごとにその内容も充実してきております。

本賞の受賞は、秋元様にとって一定の社会的評価を受けたと受けとめていただいてよいものと考えております。本賞の選定に当たりましては、白澤先生を審査委員長とし、前の列に座っていらっしゃいます６名の審査委員の皆様に審査をしていただきました。皆様方

には、夜間、休日を問わず毎回白熱した議論を長時間行っていただいたと伺っております。本当にありがとうございます。

特に、推薦文献以外にも参考として数十件に及ぶ文献に目を通すことにより、推薦文献のレベル確認を行うなど、極めて厳正、公正な審査に御尽力をいただいております。また、委員の皆様の研究者育成に対する熱い思いや期待感、そして研究分野を問わず幅広く社会福祉の学術水準をより一層向上させたいという並々ならぬ情熱を痛切に感じているところでございます。審査委員の皆様にも、この場を借りて改めて厚く御礼を申し上げます。

さて本日、贈呈式に引き続き開催いたします受賞者記念講演会は、平成 11 年度の記念財団賞の発足時より受賞者の方々の受賞研究内容の発表の場として、賞とあわせて開催させていただいております。受賞者講演会は今年で 12 回目となりますが、これにあわせて企画させていただいておりますシンポジウムの方も、日本の社会福祉を論ずる場としては御好評をいただいておりまして、今回で 6 回目の開催ということになります。本日の御講演、シンポジウムが皆様の日ごろの研究や実務のお役に立てば大変幸いだと考えております。また、御参加の皆様の中には、今後、本賞の受賞を目指してみようかとお思いの方がいらっしゃれば、主催者としてこれに過ぎる喜びはございません。

終わりになりますが、本日受賞された秋元様に重ねてお祝いを申し上げますとともに、日ごろ、当財団活動に御指導、御支援をいただいております皆様方に心から感謝を申し上げ、私の冒頭のごあいさつとさせていただきます。ご清聴をありがとうございました。

２．審査委員長挨拶

損保ジャパン記念財団賞
審査委員長　白澤　政和

皆さん、こんにちは。本日は、第 12 回の損保ジャパン記念財団賞の贈呈式、受賞者の記念講演会並びにシンポジウムを開催させて頂きましたところ、かくも多くの皆さん方に御出席賜りましたことを、まずは心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

先ほど理事長からお話がございましたように、損保ジャパン記念財団賞審査委員会は慎重な審議のもとで、秋元美世先生の著書『社会福祉の利用者と人権－利用関係の多様化と権利保障』に対して、損保ジャパン記念財団賞を授賞することを理事会に提案させていただきました。そして理事会で御承認を頂き、本日の授賞式に相なったということです。まずは、秋元先生、損保ジャパン記念財団賞のご受賞、どうもおめでとうございます。

本来であれば３月１５日に贈呈式をさせていただく予定をしていましたが、震災の関係で本日に延期するということになりましたので、本来であれば、贈呈式でご報告させて頂く審査経過を、まずは簡単にさせていただきたいと思います。

これにつきましては、皆さん方の水色の資料の６ページから８ページにかけまして詳しく書いてございますので、それを参考にしていただきたいと思いますが、損保ジャパン記念財団賞審査委員会は３段階に分けての慎重な審査に基づいて、今回の記念財団賞の選定を行ってまいりました。

第１次審査は、21 年 4 月から 22 年 3 月の１年間に発行された社会福祉に関係する著書や論文で、損保ジャパン記念財団賞の一定の基準に合致する著書や論文を抽出するという作業でございます。その中で、まずは今回受賞されました著書部門につきましては、39 件 34 編の指定推薦がございました。さらに、比較対照する著書として平成 22 年度に出版された 106 編の著書を抽出し、あわせまして 140 編から一定の水準に達している 15 編の著書を抽出させていただきました。

第２次審査におきましては、15 編の著書について２名の審査員の評価基準をもとに、全審査員による厳正な審査により、３編の著書を抽出しました。そして第３次審査におきましては、すべての審査員がこれら３著書を精読し、長時間にわたる議論を行う中で、先ほど申し上げました秋元美世先生の『社会福祉の利用者と人権－利用関係の多様化と権利保障』を理事会に財団賞に値するとして推薦をさせていただいたという経過でございます。

論文部門につきましても、同じような３段階審査をやらせていただきました。７編の論文の推薦があったわけでございますが、さらに、社会福祉系の学会並びに社会福祉系のジャーナルでの査読付き論文を比較材料とするため、抽出させて頂きました。ここでは、７編の論文に加えて、９種類２５巻の学会誌などを複数の審査員が精読し、２次審査、３次審査と進めさせていただいたわけですが、最終的には財団賞として推薦する論文に至らず

という残念な結果になりました。

以上のような中で、秋元先生のこの著書を損保ジャパンの記念財団賞として推薦するに至った推薦理由を、８ページにわたって書かせていただいておりますが、少し簡単にその要約をお話しさせていただきます。

2000 年から社会福祉基礎構造改革が進み、措置から契約という形でのサービス利用に変化するなかで、利用者の捉え方も変化をしてきたわけであります。私流で申し上げますと、いかに契約というものを結ぶかということで、利用者像が随分多様化していくことになってまいりました。ある意味では、当然、そういう契約の中では消費者としての利用者が一つの大きなベースにはなりますが、さらにはそういう契約の結べない保護を必要とする人たちをどうしていくのか。あるいは、自立が求められる生活保護とかの利用者を契約という位置づけの中でどのようにしていくのかについて問題提起をし、多様な利用者像の人権を守る観点から、どう応えていくのかということで、どういう施策や支援をつくりあげていくのかということが、この著書のテーマであると思います。

我々としましては、社会福祉基礎構造改革を再確認し、再評価しなければならない時期にきているわけでございます。ある意味では、社会福祉基礎構造改革の中で、利用者が自己選択することによって事業者が質の高いサービスを提供する、こういう単純な仮説のもとで議論してきたわけですが、必ずしもそうしたメカニズムがうまく働いているわけではございません。そういう状況が今あるわけですが、そういう意味では大変時宜を得た、そして骨太な著書を秋元先生は刊行されたわけです。そういうことで、秋元先生のこの著書を財団賞として大変ふさわしいものだということで、審査委員会は高く評価させていただいたということでございます。

きょうは秋元先生にもお話をいただきますし、そうした中で秋元先生がおっしゃる生活者像というのをもう一度、さまざまな先生方の御意見を伺いながら、どのように権利保障をしていけば良いのかについて明らかにしていくシンポジウムを開催させて頂きたいと思っております。

きょうは、多くの皆様方にお集まりいただいたことを感謝申し上げまして、審査委員会の審議経過報告、並びにご参加いただいた方々に対してのお礼のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

３．記念講演録

著書部門

『社会福祉の利用者と人権－利用関係の多様化と権利保障』

東洋大学社会学部教授　秋元　美世

ただいま御紹介にあずかりました東洋大学の秋元でございます。

本日は、このような晴れがましい場に立たせていただけましたことを心より感謝申し上げます。とりわけ財団関係の皆様方、それから審査に当たられた先生方、さらにこの出版を引き受けていただきました有斐閣の方々に、深くお礼申し上げたいと思います。晴れがましい場に立つのが不なれであるため、うまく感謝の気持ちをお伝えすることはできないのですけれども、まずは皆様方にお礼の言葉をお伝えしておきたいと思います。

これから多少お時間をいただいて、受賞図書である私の本の内容についてお話しさせていただくわけですけれども、限られた時間内でのお話になりますので、ここでは、この本で問題にしようとしたことは何なのか、そしてその問題に対して私がどのようなことを考えようとしたのか、といったことを中心にお話ししていきたいと思っております。

それでは、本題に入らせていただきます。

福祉サービスをめぐって、個人と社会と国家あるいは行政がどのような関係にあるのか、社会福祉の制度や政策について考えようとするとき、この問題が重要なテーマになることはいうまでもありません。このことにかかわって、社会福祉のこれまでの流れをみてみますと、そうした関係を特徴づける言葉が社会福祉の歴史の区切りとなるような段階ごとに登場してきているように思われます。

代表的なものが、「恩恵から権利へ」といったようなフレーズです。これは、いうまでもなく第二次大戦後に展開しました福祉国家を特徴づける言葉の一つであり、福祉サービスをめぐる個人と社会と国家あるいは行政の関係が、恩恵ではなく権利の関係として基礎づけられることになったということを言いあらわしたものであります。

それにたぐいするような言葉として近年盛んに用いられるようになってきたのが、先ほど白澤先生のお話の中にもありましたけれども、「措置から契約へ」というようなフレーズなのだろうと思います。このフレーズの意味、「措置から契約へ」ですけれども、公的主体が一元的にサービスを提供するという伝統的な福祉国家体制のもとでの措置制度では今日のニーズに対応できないので、契約という新たな利用関係を導入する必要があるというものです。

こうした新たな段階での個人と社会、国家、あるいは行政との関係を論じていくための枠組みとして登場したのが、いわゆる「福祉多元主義」とか「福祉ミックス」といった、社会福祉学において今や常識になったような概念ということになるかと思います。

今申し上げたような福祉国家のありようの変化をめぐる議論は、社会福祉の教科書などでごく普通に論じられていることでもありますし、私自身も授業等の中でこういうような

説明をしております。ただ、私自身の中では、そうした議論を紹介する際にどうしても引っかかってしまう問題がありました。それは、「恩恵から権利へ」ということで論じられてきた権利や人権の問題が、「措置から契約へ」という議論の中でどうなっていくのかという問題です。

確かに「措置から契約へ」という議論においても、消費者の権利、そういうものになぞらえて福祉サービスに関して権利性の問題が取り上げられています。権利の問題というのはそうした文脈の中に吸収されていくというように理解していくことも、可能なのかもしれません。しかしそこでの権利の話というのは、福祉国家をある意味で否定する文脈の中で語られている権利の話であるわけです。そうなりますと、「恩恵から権利へ」という福祉国家を意義づけてきた権利や人権の概念とのつながりがどうもしっくりこない。実際、個人と社会と国家をめぐる新たな関係を論じるための枠組みである福祉多元主義などのフレームワークでは、もともとそういう権利の問題というのが主要な問題として論じられるようなことは想定されていませんでした。

ただ、そういう福祉多元主義といった議論は、もともと供給サイドからの議論です。それに対して権利の問題というのは、利用者サイドからみた場合の議論ということになるかと思います。したがいまして、新たな段階における権利や人権の問題を考えていくには、福祉多元主義や福祉ミックスといった供給サイドの議論に対応するような問題設定を利用者サイドの観点からしてみる必要があるように思われたわけです。

本書の中で利用者関係の多様化ということを主題としてまず第１部で取り上げたことの背景には、こうした問題意識がありました。

「利用関係の多様化」に関してなんですけれども、本書で取り上げたのは、消費者としての福祉サービスの利用者、保護を必要とする利用者、自立を求められる、あるいは強いられる利用者という三つの利用者像です。

一つ目の消費者としての利用者というのは、いうまでもなく介護保険を利用する福祉サービスの利用者を念頭に置いたものです。

二つ目の保護を必要とする利用者は、福祉サービス利用援助事業、いわゆる地域福祉権利事業というかつての名称の方が今でも通りがよいのかもしれませんが、そういう事業や、成年後見制度を利用するような利用者、あるいは虐待問題をめぐって保護を必要としているような利用者を念頭に置いております。

三つ目の自立を求められる利用者というのは、いわゆるワーキング・プア問題のような枠組みの中で実施される公的扶助利用者を念頭に置いています。

そこで、こういう利用関係の多様化ということがどのような文脈で問題になってきたのかということですけれども、スライドの４を飛ばしまして、６の「利用者関係の多様化の背景」というスライドを見ていただきたいと思います。先に触れましたように「措置から契約へ」あるいは「福祉多元主義」といったフレーズや言葉に象徴される社会福祉サービスの新たな枠組みは、伝統的な意味での福祉国家の問題点を指摘する中で登場してきたものです。このスライドは、福祉サービスの利用関係という文脈からみた場合の伝統的な福

祉国家の特徴とその問題点をまとめたものです。

まず、措置制度などの伝統的な福祉国家の枠組みの特徴ですが、利他主義的モチベーションを前提とした給付。サービス提供主体である福祉国家、福祉行政にお任せの給付。その帰結として、利用者の側の自律的判断、利用者の主体性についてそもそも問題にする必要はないということ。要するに、揺りかごから墓場までといったイメージを持つ福祉国家がサービス受給者の権利を保護するために、あるいは保障するために積極的に行為する、そういった姿が想定されていたといえるように思っております。

それに対しまして福祉国家に対する批判あるいは問題点ということですが、利他主義的モチベーションを前提にすることのリアリティのなさ、独占的サービス提供主体としての福祉国家や福祉行政の裁量に服することの問題性といったことになります。

また、そういった批判に基づく帰結として示されたのが、市場機能の導入と自立の重視ということになります。

こうした流れが利用関係の多様化としてあらわれていくことになります。

具体的には、例えば利己主義的な部分を考慮しないことのリアリティのなさ、あるいは行政の裁量に服することの問題性が消費者としての利用者ということにつながります。また、利己主義的な面に着目したインセンティブ効果という点で、ワークフェアの流れにもつながっていくといえます。さらに、主体性がないがしろにされることとの関係から、保護を必要とする利用者のオートノミーや自己決定の問題といったことが意識されるようになってきました。

こうした新たな利用関係の登場に共通する問題というのが、利用関係におけるモチベーションや主体性の問題を考慮に入れる必要があるということでした。こうした問題を考えていく上で参考とさせていただいたのが、ル・グランのいわゆる「騎士と悪漢」の議論でした。

スライドを戻っていただきまして４と５になりますが、ここでは利用者像の方を映していただいていますけども、この図は、横軸に利己的か利他的かというモチベーションの問題を、縦軸に能動的か受動的かという主体性の問題を置いて人間像の分類を行ってみたものです。こういった図から、利用関係に多様な側面があることがそれなりにはっきりと理解できるのではないかと思っております。

ただし、ル・グラン自身も指摘していることなのですが、こうした類型化に関しては留意しておかなければならないことがあります。

まず、これらの人間像が基本的にステレオタイプの類型論であるという点です。例えば現実の問題として、契約に基づく介護保険の利用者が常に賢い消費者であることを期待することはできません。また、同一人に複数の要素が複雑に共存しているというのがむしろ実際の人間の姿である、というところもあります。つまり、同じ人間が利己的に行為したり、逆に利他的に行為したりすることがあるという方が実は普通のことなのではないか。どちらのモチベーションが表に出てくるかというのは、具体的な関係性の中で決まってくる、あるいは選びとられてくる、そういうものなのではないか。

例えばホームレスの状態にあるときに、まずは自分の生存を優先して利己的にふるまうことが想定されるわけですけれども、例えば食料に多少の余裕があるときなど、具体的な関係性の中で食べ物を分け与えるなどの利他的な行為をなすことは普通にあることなのではないでしょうか。

ル・グランはこうした現実の人間が有する多様性を指摘して、重要なことは、さまざまな人間像に対応できる強靱な制度や政策を探求することだと論じています。こういうことに対して私なりに受けとめたことは、こうした留意点にまつわることも含めて、権利論、人権論としてこれらの事柄をどう考えていくのかという問題です。それを考えていくに当たって、この本では大きく二つの柱を立てました。

一つは、権利論におけるステレオタイプの議論の重要性と限界という問題です。制度化やルール化というのは、いってみればステレオタイプの枠組みを持ち込むことによって、法律関係、権利関係の明確化をすることだといえます。このこと自体は、権利性の明確化ということで大きな意味があることはいうまでもありません。ただ、留意しなければならないのは、そうした制度化やルール化というステレオタイプ化だけでは、権利論として抜け落ちてしまう重要な事柄がいろいろあるという点です。それらの要素をどのように受けとめていくのか、これが一つ目の問題です。

第２の問題は、自己決定や選択が権利論として重要な意味を持つことはわかるのですが、逆に自己決定あるいは選択ができなければ権利論として無意味となるのかという問題です。ステレオタイプな議論の問題性にかかわることでもありますが、現実には常に自己決定や選択ができる利用者ばかりではありません。支援を受けながらの選択や自己決定ということが無意味であるとするなら、この面での福祉の権利の意味はかなり限定されたものになってしまうことになります。

以下、今申し上げました二つの柱の問題についてみていくことにしたいと思います。

まず、権利論におけるステレオタイプの議論の重要性と限界、特にその限界をどう克服していくかという問題についてみていきたいと思います。法律学では、権利は制度化されるまでは、そして制度化されない限りは存在しないということが命題として主張されることがあります。ここでいう制度化に際して最も重視されることは、ルール化による制度の設定、とりわけ権利と義務の対応関係の明確化ということです。したがって、この命題は権利論におけるステレオタイプの議論の重要性を言いあらわしているものだということもできると思います。

しかしながら、社会福祉の現実には制度化しがたい、したがってルール化しがたい、そういう要因に根ざした要求、つまり制度化できない非制度的な側面があります。ところが、そうした要求は制度としての権利論では無視されることになります。逆に、そうしないと権利性を明確にできないという現実があるからです。

例えば介護保険では、一定の要介護認定を受ければ当該認定に応じた介護保険の給付を受け取る権利が保障されており、要介護が同一であれば同じ成果、つまり同じサービス料を保障する仕組みが用意されています。しかし現実には、家族介護のあるなしや居住環境

など、こうした個別的事情についてルール化することは実際上かなり困難なのですが、それらの事情が必要とされるサービスの程度を大きく左右しています。場合によっては、介護給付を使っても現実に達成できる成果が低過ぎ、生活不能な状態に陥ってしまうということも考えられます。問題は、こうした制度化しがたい要求は法律関係や権利関係の明確化のために切り捨ててもよいのかということになります。

こうした問題を踏まえて論じようとしたのが、緩やかな権利の制度化ということであります。制度としての権利論、人権論においても、それらの制度化しがたい要求の正当性を必ずしも否定しているわけではないのです。例えばこの観点においても、世界人権宣言のように倫理的主張としての人権としてそれらの要求を論じることは可能だと考えています。ただし、それを法的効果ということで論ずることは無意味なものでしかないというのが、制度としての権利論、人権論の立場です。重要性自体は認めるけれども、その法的効果という点では意味がない、そういう立場です。

しかし、制度化以前の要求であっても、倫理的に正当な主張として認識できるのであれば、その中にも可能な限り法的に意味がある権利性を認めることはできないのでしょうか。あるいは、制度化以前の要求に対して不完全であるが意味のある義務を引き出すことはできないのでしょうか。こうした問題意識に基づいてこの本で提示しようとしたのが、「緩やかな権利の制度化」ということです。具体的には、「権利の侵害」と「権利の非実現」、「中核的権利」と「派生的権利」という概念を用いた理論枠組みです。順次説明したいと思います。

まず、権利の侵害と権利の非実現ということですが、権利の侵害というのは一般的に用いられている言葉でもあり、特に説明は必要ないと思います。説明の必要のあるのが権利の非実現という概念です。権利の非実現というのは、ルール違反はないのにルールによって付与されている利益や権能（＝権利）を享受、行使できない状態のことをいいます。こうした概念を設定することの意味ですが、権利の非実現という概念を用いることで、緩やかな制度化が対応しようとしていること、つまり明確なルール化が困難であるため、ルール違反としての権利侵害に基づく対応はできないが、権利侵害といえなくても、ある種の社会的な保護が求められるような事柄を対象化することが可能となる、ということにあります。

また、こうした権利侵害と権利の非実現という概念を用いることで、権利の議論をめぐる法律学と社会福祉学とのすれ違いについて一定の説明を加えることが可能となります。つまり、法律学での権利保障というのは、基本的に権利侵害に基づいた権利保障の議論となります。それに対して社会福祉学の権利保障においては、権利侵害だけでなく権利の非実現の問題も含めて論じられることがあるのではないでしょうか。

次に、中核的権利と派生的権利についてです。派生的権利とは、中核的権利あるいは核となる権利の内容を具現化するための権利のことを意味しています。中核的権利の場合、例えば憲法 25 条の生存権のように法的権利としては明確性に欠ける一般的、理念的規定となる傾向があります。それに対して派生的権利の場合、例えば生活保護法の保護基準に基

づく保護請求権のように、明確なルールによって制度化される傾向があります。

今議論しております緩やかな制度化による権利保障というのは、大づかみにして言いますとルールに従った給付に対する権利性は明確。それに対して、ルールの周辺にある個別的な事情やポジションに由来する要求に応答することは困難。そのため、そうした要求とのかかわり、あるいはルール違反という意味での権利侵害がないとされる。だが、権利は実現されてないという状況が残る。緩やかな制度化というのは、こうした状況が存在することに対して中核的権利と派生的権利、権利の侵害と権利の非実現、制度化と緩やかな制度化といった相互の関係性の中で社会福祉における権利の展開を考えようとしたものなのです。

緩やかな制度化による権利保障ということを生活保護を例にとって考えるならば、例えば次のような関係性を理論的には考えることが可能となるのではないかと思います。

まず、中核的権利としての生存権の理念に照らして、法基準に基づく給付、すなわち派生的権利の行使が中核的権利の具現化につながっているかどうかを問題にすることが可能となります。そうした関係性の存在を前提としたとき、その給付が個別的事情やポジションに由来する要求に応じられず、そのことを権利の非実現、中核的権利としての生存権の非実現として社会的に可視化させていくことができるならば、何らかの社会的対応、例えば自治体による法外援護や民間団体による援助などがなされる可能性が生まれてきます。

そして、さらに社会的対応の必要性について社会的コンセンサスが得られるならば、そのことがやがては派生的権利へとフィードバックされ、その必要に応じるための制度化（新たなルールの設定）が行われることも考えられるわけです。

以上が、先ほど挙げた二つの柱の問題のうち一つ目の問題についてのお話です。

続きまして、先ほど挙げた問題の二つ目の問題、すなわち自己決定あるいは選択できなければ権利論として無意味となるのかという問題についてみていきたいと思います。これは、いってみれば法主体性と人権論のかかわりの問題です。先に紹介しましたように利用関係の多様化の背景には、自己決定や選択ということを重視する傾向が強くみられます。例えば消費者としての利用者ということでは、主体的にサービスを利用するということが重要な事柄となります。保護を要する利用者に関しては、単に保護を受けるということだけではなく、本人のオートノミーの尊重ということが大きな論点となってきます。自立を求められる利用者に関しては、政策目的とのかかわりで本人がどのような選択をすることになるのか、そういったインセンティブ効果がどうなのかということが考慮すべき重要な要素となってきます。

繰り返しになりますが、自己決定あるいは選択ができなければ、権利論として本当に無意味なものとなってしまうのでしょうか。ここで、法主体性がそもそも人権論として意味を持つのは何ゆえか、ということについて改めて確認しておきたいと思います。いろいろな言い方ができるとは思いますが、本人が価値があると考えていることを実現するための保障、そういう保障として主体性にかかわる人権や権利が機能する、だから意味があると

いう説明は一応納得できるものとなるのではないでしょうか。そうであるとすると、自己決定あるいは選択ができなければ権利論として意味がないという前提は、権利論、人権論としてみずからの意味をかなり狭めるもの、あるいは権利論、人権論の本来の豊かさを貧困なものにする、ということになるのではないでしょうか。

私がこの本で論じたかった問題はこの問題です。そのことを論じるために用いたのが「コントロールの自由」と「有効な自由」、それから「機会の自由」と「プロセスの自由」という自由の意義に関する理論枠組みです。コントロールあるいは選択することだけが自由の意義ではないということをみるために、まず一つの事例を紹介したいと思います。

例えば、常々動物実験に反対していた意識不明の患者の意を酌んで、動物実験に関与していない治療方法を医師が選択したとき、コントロールを自由の本質とする立場からは、本人が治療法を実際に選択していない以上、自由は実現されていない、あるいは侵害されているということになりますが、選択された結果を実現する能力が機能しているかどうかを問題にする観点からは、医師の選択によって本人が選択したであろうことが実現されることになり、自由が実現したという評価になります。

こうした自由の見方を、センは「有効な自由」という言い方で取り扱っています。すなわち、私のコントロールとしての自由が限定され、欠落しているとしても、したがってコントロールが他者の手の中にあるとしても、私が選択するであろうことに沿ってコントロールが体系的に行われている限り、結果として自由の意義は損なわれていない、というのです。

ただし、有効な自由ということについては、他面でパターナリスティックな介入に対して無力になるという問題もあります。つまり、パターナリスティックな介入でも、本人が選択したであろうことが実現するならばかまわない、そういうような問題です。有効な自由と悪しきパターナリスティックな介入とをどう区別するのか。ここで意味を持ってくるのが「プロセスの自由」という見方です。この点についても事例を通して考えてみたいと思います。

一つ目。ある成人女性が、用事を片づけるために夜間に外出することを考えたとする。安全上の問題があれば外出を控えることを考えたかもしれないが、そうした問題もなさそうなので、外出は差し支えないどころか望ましいことだと判断した。これに対して権威主義的な監督者が夜間は外出すべきではないと判断し、何らかの手段を講じて彼女を家から出さなかったとする。

二つ目。同じような状況において、権威主義的監督者が、彼女は絶対に外出しなければらないと決めて彼女を外出させたとした場合はどうであろうか。

今、紹介しました二つの場合を比較したとき、二つ目の場合には、彼女はいずれにせよ、選択したはずのことを強制されるだけですので、一つ目のような意味での自由の侵害はないようにみえます。しかし、直感的にはやはり二つ目の場合もどうもおかしいと思わざるを得ません。むしろ二つ目の場合も何かおかしいと思うことに重要な意味があるのです。

これらの事例においては、実は自由に関して二つのことが問題となっていたわけです。

すなわち、外出を選ぶことができるという自由、つまり機会の自由と、外出を強いられない自由、つまりプロセスの自由の二つのことです。そして、このプロセスの自由という視点を用いることで有効な自由と悪しきパターナリズムを区別することができるのではないかと考えています。

つまり、有効な自由という枠組みで懸念された問題は、仮にその結果が本人の選択したであろうことであったとしても、それが本人の人格を無視するようなパターナリスティックな介入の結果だった場合の評価をどうするかという点にありました。プロセスの自由という観点は、外出という本人が本来選ぶはずであった選択をした場合であっても、プロセスに問題があれば自由の侵害になるという評価を可能にする枠組みなのです。したがって、その点で有効な自由が抱える懸念をチェックするのに適した理論枠組みを提供することになるのではないかと考えているわけです。

以上が、利用関係の多様化を人権論、権利論としてどのように受けとめるのかということについて、この本の中で論じようとした大きな柱立ての問題です。

人権や権利の問題というのは、社会福祉学においても法律学においても重要な問題であることに変わりはありません。ただし、同じ権利や人権という言葉を用いても、その意味するところ、あるいは中心的に問題にしようとしていることが必ずしも一致するわけではないというところがあります。しかし、残念なことにこうした違いが認識されているわけでは必ずしもないというところがあります。このことは、社会福祉学と法律学の両方の側に当てはまります。

私はこの本でやろうとしたことの中には、そうした二つのディスプリンの橋渡し、そういうところを意識していた部分もありました。そのために用いる概念も両方のディスプリンにおいて了解可能となるものをと考えたわけですけれども、逆にそのことが双方からわかりにくいという結果になってしまっているところもあるかもしれません。緩やかな制度化の問題、そして保護と自立における自由の評価の問題について、そうした意図があったということを踏まえて本書を読んでいただけますと、この本も幾らかは理解しやすくなるのかもしれません。

最後になりますが、このような場で話をする機会を設けていただいた関係者の皆様方、そしてこの会場にお越しいただいた皆様方に、改めて感謝を申し上げたいと思います。御清聴ありがとうございました。

－　質疑応答　－

質問者　お話の内容をどこまで深く理解できたかわかりませんけれども、このいろいろな権利にかかわる事例の中に、公害被害者にかかわる権利とかそういうあたりのご検討があったのかどうか。もしあったとすればどういう形でお触れになったのか、教えていただければうれしく思います。

秋元　御質問ありがとうございました。

公害被害者ということで直接問題にしていることはないのですけれども、多分その問題をある種の観点から取り扱うような枠組みはこの本の中にもあったかと思うのです。それは、公害被害を認定する場合にやはり基準等を設けるわけです。その基準を設ける、あるいは制度の対象にするということだけで、どうしても制度の枠組みを規定する、枠づけてしまうというところがあるわけで。ただ、そういう枠づけというのは現実の人々の生活の実態、あるいはその人々がどういう状況にいるのかということを踏まえて考えたとき、やはりギャップが出てくるわけです。

とりわけその生活に根ざした要求の場合には、そのギャップの問題をどう取り扱うのかというのはとても重要な問題で、（その人の能力に）余裕があるようなときに、そのギャップがあってもその余裕でしかるべく対応できる、そういうこともあるでしょうけれども、公害被害者の生活実態ということを考えたときに、果たしてそういう余裕があるのかどう。それであるならば、制度との適用関係を考えるときにその辺の実態をもう少し組み入れるようなチャンネルなりを考えることはできないのか、といった話としてつながっていく話ではあるかと思うのですけれども、申しわけないのですけど、その辺のことを具体的な形で論じているということはございません。

質問者　これを言い出すときりがありませんので、この辺で。

質問者　　非常に単純なばかげた質問なのですけども、戦後ずっと、社会福祉の世界においてはクライアントという言葉が使われていたのですね。最近、現場の世界においては「利用者様」という言葉を一般によく使います。本の中でも「利用者様」とかという言葉が急に出てきたのですね。このクライアントという言葉で社会福祉のクライアントと人権ということで、今、先生がお話しなさったようなことを、研究なさったことを取り上げるのと、そして利用者というふうにクライアントを変えてしまって、今の日本の社会の中でどちらの方が本当にいいのか。

これは先生の御研究とは違うのかもしれないのですけれども、現場にいる者としては「利用者様」が圧倒的なのですね。そういう概念で、我々は福祉の現場にかかわっている立場からすれば本当にクライアントの権利というものが守られるのかどうか、「利用者様」、「利用者」という名前を言葉を変えることによって、言葉というのは非常に意味がある。そう思うのです。その辺の御見解をお伺いしたいと思います。

秋元　御質問ありがとうございました。

実はその辺の問題は、これからのシンポジウムでも当然問題になるようなことだろうと思うのです。ですから、いろいろな先生方からの御意見をお伺いするチャンスがあるかと思うのですが、私の本とのかかわりで言いますと、利用者であるのかクライアントであるのかというのは、サービスを提供する側とサービスを利用する側の関係性の中で定まってくる部分等もあるのですね。サービスを提供する側というのは単純なサービスを提供するだけのものなのか、それともそれに専門性といったものを当然前提として考えて、専門性がいかに発揮されるかということも含めて考えるべきと考えるかによって、サービスを提

供する側と利用する側の関係性も定まってきますし、利用する側も、自分をどういうふうに規定しているのか、あるいはサービスを提供する側に対してどういうことを期待しているのかによっても決まってくる。そういう意味では「利用者様」というのは、結果的にいえば市場的なニュアンスといったものが強くなってきたということが出てきた帰結というのですかね、ということになっているのだろうかと思いますけれども、また後で議論になるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問者　１点だけですが、利用関係が多様化したということで理解させていただきましたけども、契約が導入されて、それが高齢者分野でも中心になりまして、それから障害分野でも導入されたということで、高齢者分野でいえば措置というのはどちらかというと契約を補完するようなものになっているのかなと感じられるところなのですけども、利用関係の多様化というのが一般的意味で多様化したということなのか、それとも契約というものが中心的な制度として立ちあらわれて、そのほかの利用方式との関係といいましょうか、契約方式との関係性みたいなことを少しお聞かせいただければと思います。

秋元　ありがとうございました。

少なくとも契約といったものがどういうふうにして福祉の分野で注目されるようになったのかというところから論じると、本当にいろいろなことが出てくると思うのですけれども、契約化ということが利用関係の多様化のきっかけになったか、そういうことでとりあえずお答えすると、それは確かにそうだろうと思うのです。つまり、高齢者のサービスの中ですべての人が賢い消費者として契約を結べるわけではなくて、その場合にさまざまな事情の中で自分の意思というのですかね、それをうまく表現できないといった中で、それこそ福祉サービス利用支援事業とか、場合によっては成年後見制度とかという形での支援のかかわり方というのが出てくるわけです。そうすると、そういう支援を得ながら高齢者のサービスを利用するという場合と、賢い消費者として高齢者がサービスを利用するという場合で、利用の関係の仕方が違ってくるだろうということがあります。

あるいはワークフェア的な関係性のつくり方でも、ある種の契約を結んで、こういうことをやってくれればこちらとしても雇用にかかわるようなさまざまな援助をするよ、とかいう形で契約を結ぶといったことが行われるようになっている。日本では必ずしもそういう明確な形ではありませんけれども、外国ではそういう明確な形で契約を使ってそういうワークフェア的ことをやっていくなどという動きもあります。

ですからそういう意味で言うと、契約が結果的に利用関係の多様化をもたらした大きな要素であるといって間違いないと思うのです。ただ、その契約がでは何ゆえ出てきたのかというさらに立ち入った検討をしていくと、例えば利己主義的な問題とかそういう問題をどうするのかとか、そもそも人間性の問題をどうとらえるのかといったような、さらにもう少し違ったレベルでの議論は可能になるかもしれませんけれども。

質問者　先生のお考えのところとちょっとずれるかもしれませんが、大変私もどうなん

だろうと思っていることを、きょうは先生、非常に明確に詳しく分析していただいて、大変参考になりましたが、認知症の方ですね。自律性が、それもいろんな程度がございますから、正常人に近い方と、本当にいろいろな判断ができないようになっている方、いろいろなグレードがございますけども、認知症の方の自立、あるいは選択、権利というのをどうやって実現したらいいのか。これは成年後見法などが取り込まれていますが、これも今の先生のお考えがそのまま応用されるべきで、もっとまた難しい面があるかと思いますが、認知症の場合の権利あるいは自由をどのように尊重するか。

それから、もう一歩進んでターミナルで意識がない方、その方も生きる権利はあるということで、医療の方では生命の方を重視する。しかし、その方がもし意識が戻って判断したら、もうこの辺でいいよとおっしゃる可能性を、今は家族ですね、ケアする立場の家族の意見などをいろいろ参照しながら、それでもどうしたらいいかということで始終迷うことが多いのですが、先生の今のお考えで、あるいは御本の中にそういうことが述べてあるかどうか。ですから少しずれるかもしれないのですが、お考えをお聞かせいただいたら大変勉強になりますので。

秋元　御質問、ありがとうございました。

その問題については、私の本の中では「保護を必要とする利用者」ということで一応考えたことであります。その中で考え方としてとったことは、選択ができる、あるいは決定ができる、あるいは決定ができないという白黒の問題ではなくて、多分一連のつながりの中で考えていく必要があるのではないか。かつての成年後見の仕組みというのは、ある意味でそういう白黒の決着をつけるようなことだったわけですけれども、そうではなくて、今の成年後見制度は保佐とか幾つかの類型を用意して、意思決定能力の問題をもう少し丁寧に扱おうという流れにきています。

ただ、制度はそうなっているのですけど、具体的にそういう制度を使って連続的に支援から最終的には代行決定ということになるかと思うのですけれども、その流れをどうサポートしていくのか、なかなかそれは難しい事柄であって、私自身がこういう答えがあるということをすぐ用意できるということでは残念ながらないんです。ただ、一つは、例えば先ほど言ったように、かつてその人がどういうふうに考えていたのだろうかということを振り返ってみるとか、仮に代行決定が必要となったときにそういうことをすることによって、少なくとも本人が考えていたであろうことを尊重することができるのではないかとか、いろいろなことは丁寧に考える余地は多分いろいろあるのだろうと思っております。

これからまた勉強させていただきます。ありがとうございました。

第１２回損保ジャパン記念財団賞
〔社会福祉学術文献表彰〕
受賞者記念講演会資料集

秋元　美世　氏

受賞著書『 社会福祉の利用者と人権
－利用関係の多様化と権利保障 』
（有斐閣　２０１０年３月）

日時：平成２３年７月２３日（土）午後１時～５時

場所：グランドアーク半蔵門３階「華の間」

主催　　公益財団法人 損保ジャパン記念財団

後援　　厚生労働省・一般社団法人 日本社会福祉学会
日本地域福祉学会・日本社会福祉系学会連合
社団法人 日本社会福祉教育学校連盟

社会福祉の利用者と人権
--利用関係の多様化と権利保障--

東洋大学社会学部社会福祉学科
秋元美世

1

はじめに

- 利用関係の多様化を問題にする意義
- 福祉サービスをめぐって、個人と社会と国家（行政）が、どのような関係にあるのか
- 「福祉ミックス」「福祉多元主義」： 供給サイドからの議論
- 利用者サイドからみた場合の議論 ： 利用関係の多様化
- 人権論や権利論としてどのように受けとめるか

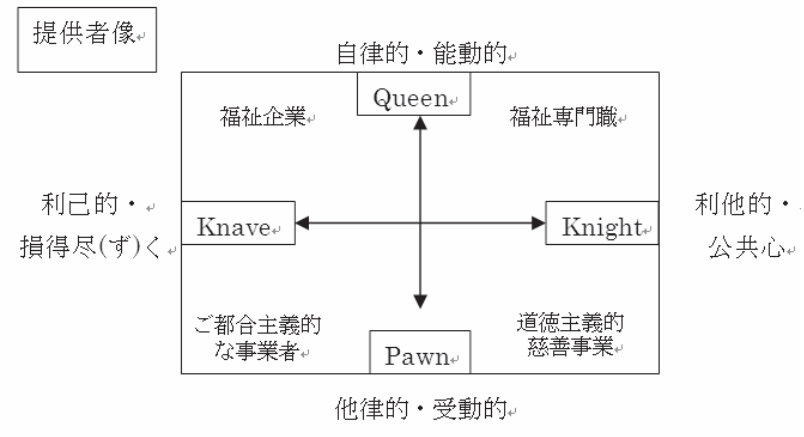
2

利用関係の多様化

- 消費者としての福祉サービス利用者
- 保護を必要とする利用者
- 自立を求められる（強いられる）利用者

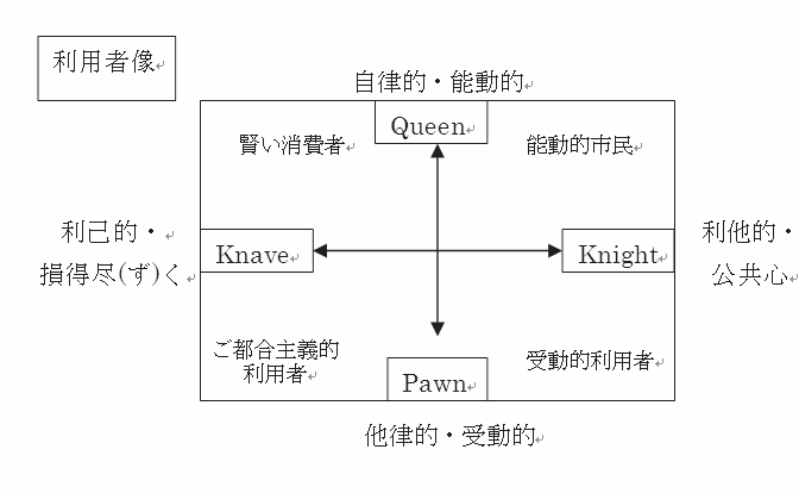
3

利己的 vs. 利他的
積極的な主体 vs. 受動的な主体(1)



4

利己的 vs. 利他的
積極的な主体 vs. 受動的な主体(2)



5

利用関係の多様化の背景

- 伝統的福祉国家の枠組み（措置制度など）の特徴
  - 利他主義的モチベーションを前提にした給付
  - サービス提供主体である福祉国家（行政）に「お任せ」
  - 利用者の側の自律的判断は問題にならない
- その批判が利用関係の多様化にあらわれた
  - 利他主義的モチベーションを前提にすることのリアリティのなさ
  - 行政の裁量に服することの問題性
  - 市場機能の導入と自律の重視
    （消費者の権利；自己決定権）

6

留意点

- ステレオタイプな類型論
- 同一人に複数の要素が複雑に共存している
  →具体的な関係性の中で選び取られていくという側面もある
- 様々な人間像に対応できる強靱な制度の探求
  →制度論、政策論の課題
- そうした作業の一環としての人権論・権利論

7

制度としての人権・権利

- 「権利は制度化されるまでは、そして、制度化されない限りは存在しない」
- 制度化に際して重視されること
  →権利と義務の対応関係（ルール化）
  選択、自己決定、自立（自律）
- 社会福祉の現実に見られる非制度的側面

8

制度化しがたい要求は切り捨てればよいのか

- 例えば、介護保険では、一定の要介護認定を受ければ、当該認定に応じた介護保険の給付を受け取る権利が保障されており、要介護度が同一であれば同じ成果（サービス量）を保障する仕組みが用意されている。しかし現実には、「家族介護のある・なし」や居住環境などの個別的事情が、必要とされるサービスの程度を、大きく左右している。場合によっては、介護給付を使っても現実に達成できる成果が低すぎ、生活不能な状態に陥ってしまうということも考えられる。

9

緩やかな制度化

- 制度化以前の要求の中にも可能な限り権利性を認める
- 不完全ではあるが意味のある義務を引き出す

cf.「制度化された人権」と「倫理的主張としての人権」

10

「権利の侵害」と「権利の非実現」

- 権利の非実現
  ルール違反がないのに、ルールによって付与されている利益や権能（＝権利）を享受・行使できない状態

- 意義

  権利の非実現という概念を用いることで、緩やかな制度化が対応しようとしていること、つまり明確なルール化が困難であるためルール違反（権利侵害）に基づく対応はできないが、権利侵害と言えなくともある種の社会的な保護が求められるような事柄を、対象化することが可能となる

11

「中核的権利」と「派生的権利」

- 派生的権利とは、中核的権利（核となる権利）の内容を具現化するための権利

- 中核的権利
  →法的権利としては明確さに欠ける一般規定（理念）となる傾向（例えば、憲法25条の生存権）

- 派生的権利
  →明確なルールによって制度化される傾向（例えば、生活保護法の保護基準に基づく保護請求権）

12

緩やかな制度化による権利保障

- ルールに従った給付に対する権利性は明確（介護保険給付、生活保護基準給付）
- だが、ルールの周辺にある個別的な事情やポジションに由来する要求に応答することは困難。
- ルール違反という意味での権利侵害はない。だが、権利は実現されていない。

→中核的権利と派生的権利； 権利の侵害と権利の非実現； 制度化と緩やかな制度化という相互の関係性の中で社会福祉における権利の展開を考える

13

緩やかな制度化による権利保障の具体例

（生活保護の場合）

- 生存権理念に照らして、「保護基準に基づく給付」（すなわち派生的権利の行使）が中核的権利の具現化につながっているかどうかを問題にすることが可能となる

- その給付が個別的事情やポジションに由来する要求に応じられず、そのことを「権利の非実現」（中核的権利としての生存権の非実現）として社会的に可視化させていくことができるならば、何らかの社会的対応（自治体による法外援護や民間団体による援助など）がなされる可能性が生まれる

- そしてさらに社会的対応の必要性について社会的コンセンサスが得られるならば、そのことがやがて派生的権利へとフィードバックされ、その必要に応じるための制度化（新たなルールの設定）が行われることも考えられる

14

行為主体性と人権論

- 消費者としての利用者→主体的にサービスを選択する
- 保護を要する利用者→保護と自律（権利擁護とオートノミー）
- 自立を求められる利用者→オートノミーの確保

15

「コントロールの自由」と「有効な自由」

- コントロール（選択）することだけが自由の意義ではない

例えば、常々動物実験に反対していて意識不明の患者の意を汲んで、動物実験に関与していない治療方法を医師が選択したとき、コントロールを自由の本質とする立場からは、本人が治療法を実際に選択していない以上、自由は実現されていない（あるいは侵害されている）ということになるが、「選択された結果を実現する能力」が機能しているかどうかを問題にする観点からは、医師の選択によって、本人が選択したであろうことが実現されることになり、自由が実現したという評価となる。

16

有効な自由

- 私のコントロールとしての自由が限定され欠落しているとしても（したがってコントロールが他者の手にあるとしても）、私が選択するであろうことに沿ってコントロールが体系的に行われている限り、結果として自由の意義は損なわれていない（A. Sen）。

17

有効な自由とパターナリスティックな介入

- パターナリスティックな介入でも、本人が選択したであろうことが実現するならば構わないのか？
- 両者をどう区別するか
- プロセスの自由

18

「プロセスの自由」を考えるための事例

- （1）ある成人女性が用事を片付けるために夜間に外出することを考えたとする。安全上の問題があれば外出を控えることを考えたかも知れないが、そうした問題もなさそうなので外出は差し支えないどころか望ましいことだと判断した。これに対して、権威主義的な監督者が、夜間は外出すべきではないと判断し、何らかの手段を講じて彼女を家から出さなかったとする。

- （2）同じような状況において権威主義的監督者が、彼女は絶対に＜外出しなければならない＞と決めて彼女を外出させたとした場合はどうであろうか。

19

「機会の自由」と「プロセスの自由」

- （2）の場合、彼女は、いずれにせよ選択したはずのことを強制されるだけであり、（1）のような意味での自由の侵害はないと言えるかも知れない。

- （2）の場合も、《何かおかしい》と思うことの重要性

- これらの事例においては、外出を選ぶことができるという自由（つまり「機会の自由」）と、外出を強いられない自由（つまり「プロセスの自由）の2つのことが問題にされていた。

20

プロセスの自由の意義

- 有効な自由で懸念された問題というのは、仮に、本人の人格を無視するようなパターナリスティックな介入の結果だった場合の評価をどうするかという点
- プロセスの自由という観点は、外出という本人が本来選ぶはずだった選択をした場合であっても、プロセスに問題があれば自由の侵害となるという評価を可能にする枠組み
- 有効な自由が抱える懸念をチェックするのに適した理論枠組みを提供することになる

21

おわりに

- 利用関係の多様化を人権論・権利論としてどのように受けとめるか

→　緩やかな制度化；ソフトな権利
ハード・ローとソフト・ロー　／　ハードな権利とソフトな権利

→「保護と自律」における自由の評価

22

MEMO

４．シンポジウム

『社会福祉が捉える「利用者像」－東日本大震災を踏まえて－』

コーディネーター：白澤　政和氏（桜美林大学大学院老年学研究科教授）
パ ネ リ ス ト：岩崎　晋也氏（法政大学現代福祉学部教授）
：岩間　伸之氏（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授）
：岩田　正美氏（日本女子大学人間社会学部教授）
コメンテーター：秋元　美世氏（東洋大学社会学部教授）

白澤　それでは、シンポジウムを開催させていただきたいと思います。

まず、きょうの資料の確認でございますが、皆さん方のお手元にピンク色の「受賞者記念シンポジウム資料集」というのがございますか。これをもとに進めさせていただきたいと思います。

きょうのシンポジウムのテーマは「社会福祉がとらえる「利用者像」－東日本大震災を踏まえて－」ということでございます。先ほど秋元先生の受賞発表の中でございました利用者像というのが、2000年の社会福祉基礎構造改革の中で消費者という利用者像が随分明確になってきました。そしてそのことは、逆にいえばさまざまな問題なり、あるいは新たな多様な利用者像を逆につくり出していくことになった。これは、契約ということを契機にして、新たなそういう利用者像ができてきたことを秋元先生からお話をいただきました。

その中では、一つ目が消費者という本流的な議論でございますが、この消費者については契約という中で十分に契約ができないような問題をどう考えていくのか。とりわけ意思表示のできないような人たちの自己決定にどうかかわりを持つのか。その人たちをどう利用者としてとらえていくのか。その人たちの自己決定に代わる新たな仕組みを契約の中でどう考えていくのか。さらには、公的扶助などで自立を強制されるといったらいいのか、自立が求められている利用者とも契約は成立をするわけでありますが、それは対等な行政側と利用者の間の契約が本当に成立するものなのか。

そういうような利用者像の中で、秋元先生はきょう、緩やかな制度化というお話をされました。これは制度の観点からみると、権利侵害とかそういうことではないけど、その周辺的な部分で緩やかに制度をつくりあげていくことが必要なのではないかとの提案です。そして、それらをもう一度個別的な事例から制度的なものへと転換する、そういうメカニズムをつくっていく必要があるのではないかということを提起されました。これを、権利の非実現という言葉でも御説明いただいたわけです。

もう一つは、きょうの一番の大きなテーマであります行為の主体性という議論もあったわけです。これは、先ほどもありましたが、必ずしも自分自身で決定をすることができない。そういうときに有効な自由という概念を使われましたが、最大の利益が上げられのであれば、自己決定を本人ができなくても、一定の決定というものにかかわれるのではない

だろうかとのご意見でありました。その論調の中で、自己決定が一つの大きな流れの中にあるが、それでなくても進められる議論があるのではないか、こういうことをきょう、主張されたわけであります。

ある意味ではこのことは、自立とは何なのかというのが再度問われているのだろうと思います。自分たちで決定をする、自分で決定をする意味というのは一体どういうことなのだろうか、改めて考えさせられる論点だろうと思います。

そこで１ページをお開きいただきたいのですが、きょうのシンポジウムの趣旨とねらいを書かせていただきました。今申し上げたような秋元先生のお書きになられた本からの問題点から、きょうのシンポジウムを法学の視点からだけではなく、社会福祉の原論、政策、方法のそれぞれの立場から社会福祉がとらえる利用者像を再度議論してみようではないかと考えています。そして、先ほども申しましたように社会福祉基礎構造改革でつくられた措置から契約への変化で生み出された利用者像というものについて、再度あるべき姿を議論してみたいと思っているわけであります。

この利用者像というのは、先ほど秋元先生は消費者としての利用者、自立や自助を求められる利用者、保護を必要とする利用者に分けられ、なおかつそのことが契約という中でさまざまな問題を有していることをお話しになられ、利用者の全体像として大枠の議論ではなく、３つのタイプの利用者に個別の対応が求められる自己決定、あるいは支援の仕組みが必要なのではないかということを提示されたわけです。

そこで、社会福祉の原論、方法論、政策論という観点から、まず利用者をどのように考えていったらいいのか。当然、そのときには秋元先生の著書との対比の中で議論いただけるのだろうと思いますが、そういう中からきょうは議論を深めていきたい。

私自身の思いから申し上げますと、2000 年から入ってきた自立の概念というのは、ある意味では強者の理論だと思っています。自己決定がみんなできるという前提で議論が進んでいるのではないかと思います。それは秋元先生の話からいえばバルメーナブルな人であるとかそういう人たちをどうするのかということを考えると、随分自己決定の難しさがあるわけです。自己決定をできない人をどう私たちは支えていくのか、あるいはどう制度の中で議論していくのか、そういうことが求められているのだろうと思います。

同時に、自立という考え方の中で必ずしも自己決定がなされていない、なされにくいという日本の状況が実践の中で起こっています。そういう制度と実践のはざまの問題というのを考えなければならないのだろうと思います。

さらには、そうした制度と実践のはざまで、理想としてきた自己決定や自己選択がサービスの質を高めていく、そういうことが必ずしも実現できていない状況にあります。こういう中で、もう一度利用者像を整理することによって、私たちはサービスの質を高めていく方法についても、今回の議論の中で答えやヒントが得られることができてきたらという思いも持っております。

以上のような観点から、３名のパネリストの皆さんからまずはお話をちょうだいしたい

と思います。原論という観点から、まずは岩崎晋也さんにお願いをします。そして、方法論という立場から岩間伸之さんにお願いをしたい。政策論の立場から岩田正美さんにお願いをするということで、まず３人のパネリストの皆さん方に 15 分ずつお話をいただこうと思っています。そして少しコメンテーターからコメントをいただいて休憩をし、パネルディスカッションに入っていきたいと考えております。

それでは早速ですが、岩崎晋也さん、よろしくお願いをします。

岩崎　今御紹介にあずかりました法政大学の岩崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、秋元先生、おめでとうございます。また、本日はシンポジストとしてお呼びいただいてありがとうございました。

本報告では、問題の発見から解決に至るプロセスを、社会問題のレベルと個人の生活問題のレベルに分けて分析をしたいと思っております。

社会レベルで問題が発見され、それに対応するサービスが制度化されるという政策による対応の論理と、個人レベルで個別の問題解決をする論理は、異なると一般的に理解されています。一般的な社会サービスと各社会福祉制度をこの分析枠組みで比較することで、社会福祉制度が想定している利用者像を明らかにしたいと思います。その上で、孝橋、岡村、三浦先生らの原理論がこうした社会福祉制度の利用者をどのように理解しようとしていたのかを述べたいと思います。最後に、原理論としての対象論の課題を論じたいと思います。

まず、一般的な社会サービスでは、社会レベルでは、社会運動などにより社会問題として問題が発見され、それに対応して社会サービスが制度化されます。個人のレベルでは、みずから問題を自覚するとその問題を解決することが求められますが、個人だけでは解決できない場合に、サービスを利用することによって問題を解決します。つまりこの場合の利用者像は、みずから必要なサービスを選択し問題を解決できる自立的な市民ということがいえます。

また、社会レベルと個人レベルの発見と解決の系は、個人のサービス利用者契約の申請によって関係が生じます。つまり、社会レベルだけをとらえれば、そのサービスを用意したことによって社会レベルでの問題が減少したかどうかが問題となるのであって、具体的に問題を抱える個人が用意されたサービスを利用して実質的に問題を解決したのかどうかは、次元が異なると考えられるわけです。

次に、社会福祉サービスを検討する上で、まず現金給付の例として生活保護を取り上げます。ただし、この場合は保護施設における現物給付は除いています。生活保護においては申請主義をとっており、その点では先に見た一般社会サービスと変わりありません。ただし、生活保護を利用するに当たっては生活指導などの一般社会サービスにはない介入を受け入れる必要があります。つまり、単に社会問題レベルでの問題の解決だけではなく、個人レベルでの問題の解決にまで制度が介入することが求められているのです。

また、実際に申請に至る前の段階の事前相談においては、個人レベルの生活問題の自覚のあり方そのものが問われる場合もあり、みずからの力で問題を解決することを強要される場合もあります。この場合の利用者像は、自立助長の対象となる個人です。とはいえ、不服申し立て制度などが想定されており、みずからの権利を主張する市民的な側面も残されています。

これに対し、措置制度による福祉の現物給付においては、個人の生活問題の自覚は必ずしも必要としていません。本人が問題を認知していなくても、職権保護や家族の同意のもとなど、裁量によってニーズの認定が行われ、給付による問題解決が可能です。つまり、主体的存在としての利用者像が全く想定されていないのです。このことは、社会福祉サービスの対象者が置かれている社会的環境やみずからの能力の障害により、単にサービスを制度化するだけでは個人の問題発見から解決に至る系が十分に機能しない、ということを前提としてきたことを意味しています。そして、本来、個人の主体性という点から社会が介入しない領域とされてきた個人の問題の発見から解決に至る系に援助という介入を盛り込むことで、社会が一定の責任を持つことの必要性を認めてきたのです。

一般社会サービスでは、社会問題のレベルと個人の生活問題のレベルが交わるのは、基本的に個人から社会に向けたベクトルです。もちろん、義務教育や社会保険など、サービスを利用することが義務とされているものもありますが、個人の生活問題レベルの問題の発見から解決に至る系、そこに個別的に介入するものはありません。それに対して、社会福祉サービスは社会の側から個人に介入するベクトル、それも個人の生活問題の解決のあり方そのものに介入することが欠かせません。このことを対象理解の問題としてどのように理論化するか、というのが課題といえます。措置制度のように主体的な個人を全く想定しないというわけにもいきませんし、一般社会サービスと同様にみずから必要なサービスを選択し、問題を解決できる自律的な市民と想定するだけでは説明できない問題が生じるからです。

では、これまでの社会福祉原論の論者たちは、どのように社会福祉サービスの対象者をとらえてきたのかを検討したいと思います。代表的な論者として、孝橋、岡村、三浦先生の理解を紹介したいと思います。

孝橋は、社会問題のレベルは、資本主義が本質的に引き起こす社会的問題に対する合目的、補充的な方策が社会事業、孝橋先生は社会福祉とはおっしゃいませんが、社会事業であると考えました。よって、ソーシャルワーカーにできることは、現在の客観的事情のもとで社会事業施設なりケースワーカーなりがクライアントのためになすことのできる限度を知らせ、どうすればその限度を客観的、主体的に押し広げることができるかの知識や情報についても示唆を与え、ワーカーとクライアントとの間の相互理解を深め、クライアントが主体的に歩み始めるのを援助すること、だと述べています。

孝橋の対象理解は、利用者の主体性に着目しております。しかし、その主体性の発揮の方向性については、マルクス主義イデオロギーによって正しい方向性があらかじめ決めら

れており、他の選択肢が容認されることはありません。つまり、社会レベルと個人レベルに共通する正しい問題の理解のあり方が措定することによって社会の介入の正当性を担保している、といえます。

岡村の場合は、社会問題レベルでは国民の生活上の困難を予防するという観点から問題を認識し、それに対応した基本的社会制度を国家が創設することが合理的であったと考えます。その上で、個人の生活レベルで感じる社会生活の基本的欲求が充足されない場合、それぞれの社会制度を利用して問題を解決し、みずからの道徳責任を実行することが国民の責務と考えます。

このような考え方の前提として、「社会＝個人相互責任の原則」を位置づけています。最低の文化的生活を普遍的に維持することは、社会のためでもあり、また個人のためでもあって、両者の共同責任であるという原則です。しかし、分業化した基本的社会制度を用意するだけでは、個人の道徳的責任の実効は期待できないと分析しています。そして、そこに社会福祉の必要性を見いだすのです。

分業化した基本的社会制度は、個人の客体的、制度的側面のみをとらえ、それぞれ制度が要求する役割、例えば会社であれば労働者、病院であれば病人という役割を個人に求めるわけですが、それぞれの制度が求める要求を個人で調整できないという問題が生じます。そこで、社会福祉は個人の主体的、個人的側面に立ち、社会レベルと個人レベルの双方に働きかけることで、個人＝社会相互責任を実現できるようになるのだと主張しているわけです。

岡村の対象理解は、社会＝個人相互責任の原則が遵守できる個人であり、社会的承認を受けられるやり方で社会生活の基本的欲求を満たすことができる個人です。そのため、社会福祉のねらう社会的人間像にそぐわない場合、例えば原則を遵守できないといった場合には、保護的機能によって主体性が制限されることも容認しています。

きょうは三浦先生がお越しなので、ご本人を前にしゃべりにくい部分がありますが、三浦先生の場合は、在宅福祉にみられる新しい社会福祉サービスは、従来のニーディに即して必要な援助・サービスを提供するという方式ではなく、ニードに着目して必要なサービスを提供する方式ということかできると述べているように、基本的に一般社会サービスと同じような利用契約で理解しようとします。ただし、在宅福祉の前提となっている自力で居宅での生活が可能であるという条件がない人や、各種サービスの利用者を主体的に選択することのできない人など、すべての人がサービスの選択をできるわけではないので、従来のニーディオリエンテッドなアプローチも残る、と述べています。

つまり三浦の対象理解は、サービスの選択が可能なものとそうでないニーディとに分けて対象を理解しようとしたのではないかと思います。

これらの理論からみえている対象論の課題は何でしょうか。

まず第１に、社会レベルと個人レベルの問題発見の論理をつなぐ共通の枠組みは何かという点です。ある意味では原理論にとっては最も重要な課題がこれだといえると思います。

社会福祉サービスは、単にサービスの提供者と利用者との二者関係における契約によって完結できるものではありません。社会問題としての側面がある以上、社会の側からいえば介入が社会的規範によって正当化されなければなりません。逆に個人の側からいえば、個人の生活問題にとどまらず、その問題解決が社会的に必要であるといえなければなりません。つまり、社会レベルの問題発見の論理と個人レベルの問題発見の論理を何らかの枠組みで結びつける必要があるのです。

孝橋はマルクス主義的社会観を利用者に正しく認識させることによって、岡村は社会＝個人相互責任の原則を前提とすることで、社会レベルと個人レベルの問題の発見の論理を連結し、社会から個人へのベクトルの働きかけの正当性を担保しました。三浦先生は、対象者を二分化し、契約の論理を持ち込むことで、この問題を回避しようとしましたが、ニーディへの介入がなぜ正当化されるのかには答えていません。

第２の課題は、問題の要援護性の違いを考慮する必要があるということです。例えば、個人の意思に反してでも介入しなければならない虐待などの事例における対象像と、高齢者の余暇活動などにおける対象像では、明らかに想定されている利用者の自由度は異なります。単に社会福祉として単一の利用者像でいいのか。少なくとも介入の必要性については、高・中・低の三つのレベルぐらいに分けて考える必要があるのだと思います。

第３の課題としては、利用者の問題解決プロセスへの要支援性の問題です。単純にニードとニーディと分けることができないということです。ニードオリエンテッドの対象者であったとしても、例えばケアマネジメントや各種の相談など、問題解決に至るプロセスの支援を必要としています。また、実際の問題解決のための資源があっても、それを効果的に利用できなければ意味がありません。単に選択できるというだけでは解決に至らない場合もあるのです。選択のプロセスに支援を必要としている、という利用者像が必要です。

これらの対象論の課題を考える上で参考になるのは、アマルティア・センの潜在能力アプローチです。秋元先生の御著書の中でも紹介されているアプローチですが、センは 1985 年のターナーレクチャーで最低生活水準について講演をしています。その中で、人間の行為を評価する上でこの三つの異なるレベルがあることを紹介しています。

その中で最も基底にあるのは、最低生活水準（スタンダード・オブ・リビング）にかかわること。これは、ライフ、生命にかかわるレベルです。

次に、生命の維持にとどまらず人間の尊厳が保たれているかなど、ウェルビーイングにかかわるレベル。これは、他者との共感など、他者との良好な関係性を含むレベルです。

そして、最上位に個人の主体性を発揮するレベル。エージェンシーとしてのレベルがあります。これは、自分の利害とは関係なく他者にかかわろうとする意思、コミットメントが関連するレベルです。センは、自分のウェルビーイングが低下しても人生の目的としてアフリカで医療活動を行う医師を例に説明しています。

このように人間の行為のレベルを三つに分けてみると、社会福祉を最も焦点化しなければならないのは、真ん中のウェルビーイングのレベルであると思います。東日本大震災の

直後では、まさに生命に関するスタンダード・オブ・リビングのレベルが問題となりました。しかし、いつまでもそのレベルにとどまっているわけにはいきません。他者との関係性の中で尊厳を実現できるウェルビーイングが問われなければならないのです。また、エージェンシーとしての主体的な活動の実現については、社会としてかかわれる範囲は限られていると思います。そして、このウェルビーイングの実現を評価する視点がケーパビリティアプローチ、潜在能力アプローチです。

潜在能力アプローチというのは、多様な環境、個体条件にある個々人を、実際にその人が何をなし得るかという機能に着目しています。実現可能な機能の集合をどれだけ有しているかを評価するアプローチです。例えば、ある高齢者が特別養護老人ホームに入所して、その資源によって生活を保つという機能が果たしている場合、その人が特別養護老人ホームしか行くところがなかった場合と、ほかに選択肢があって在宅も選べる可能性と持ちながら、特別養護老人ホームを選択した場合では意味が違う。つまり、結果としての機能は一緒でも、後者の方がウェルビーイングの評価が高いとセンは考えるわけです。つまり自分が選択できる実現可能な選択肢をどれだけ持っているのかがその人の福祉としての豊かさをはかる指標だと考えるわけです。このアプローチは、実際にその人がどれだけその選択肢を利用できるかという点を評価するため、障害や年齢といった個人的要因や、いろいろな環境要因の違いを考慮することができます。つまり個々の要支援性の違いを考慮した評価が可能となっています。

ただし、原理論で最も重要な課題である社会と個人をつなぐ共通の枠組みについては、センは明確に述べていません。むしろはっきりとした規範みたいなものでウェルビーイングのリストを策定すると、それに当てはまらず排除される人が出てしまう。よって、とりあえずみんなが合意できるウェルビーイングのリストで始めることを提唱しています。

最後に、ウェルビーイングのような要援護性の中位のレベルを考える上で必要なのは、利用者の自由と社会的介入のバランスということができます。利用者が実際に選択可能なサービスを用意し、十分に吟味できるよう支援するところまでが社会的責任、つまり社会としてのかかわり方なのであって、それを最終的にどのように活用して問題解決するかは個人の自由な問題と整理するアマルティア・センの潜在能力アプローチは、一つの社会福祉が想定する利用者像として考えられるのではないかと思います。

以上で私の報告を終わります。ありがとうございました。

白澤　どうも御報告ありがとうございました。利用者像をセンの潜在能力アプローチの中から岩崎先生はとらえようということでお話をいただきました。どうもありがとうございました。

続きまして、岩間伸之さん、よろしくお願いいたします。

岩間　御紹介にあずかりました大阪市立大学の岩間と申します。

社会福祉方法論の立場から利用者像をとらえる、というのが与えられたテーマです。実は非常に大きなテーマでして、ソーシャルワークの本質にかかわる内容を含んでいます。

単純に言いかえますと、ソーシャルワークにおいてクライアントをどうとらえるかということです。ソーシャルワークの実践においてクライアントをどうとらえるかということは、どのような実践をするかということに直結するわけですので、「ソーシャルワークとは何か」が問われることになるということです。きょうはせっかくの機会ですので、秋元先生のお考えとどこかで議論の接点を持つことができればと思います。

冊子の６ページになりますが、これからお話をする内容を要約的ですがそこに載せてあります。それに沿いながらお話をさせていただこうと思います。

「はじめに」のところに論点を二つ挙げておきました。実は、きょうはどういう枠組みでお話をすればいいのかということで迷ったあげく、こうさせていただきました。一つは、「制度が変われば利用者像の何が変わるのか」ということをまず明らかにする必要があるのではないかということです。「制度からみた利用者像だけで何をとらえることができるのか」というテーマもそこに含みます。もう一つは、ならば、「その利用者像にソーシャルワークの本質をどのように反映させるのか」ということです。後半は少しそこの部分に踏み込んでお話ができればと思います。

まず一つ目ですが、社会福祉の制度の変化が利用者像に与える影響ということです。社会福祉基礎構造改革、大きな改革ではあっただろうと思いますが、それが利用者像にどのような影響を与えたのかということについて、３点から整理してみました。

１点目は、「社会関係の客体的側面の変化」です。社会福祉の制度、福祉サービスの提供の仕組みの変化は、岡村重夫先生のいう社会関係の二重構造における客体的側面の変化を当然ながら意味するわけです。そこに規定される部面においてのみ利用者像が変化する。つまり、たとえ制度が変わろうとも、それ以外の部面について利用者像が自動的に変化するわけではない。つまりは、その制度によって拘束されるものではないということです。ですので、その二重構造の中で制度の変化がまず利用者にどのような影響を与えるのかという枠組みがまず必要で、それに基づきながら客体的側面の変化が与える影響としてどのようなものがあったのかという検証が必要だろうということです。客体的側面の変化に規定される部分、つまり一定部分ではあったとしても何らかの影響を与えるということですので、その主体的側面に与える影響について、まずは制度の側から検証しておく必要があるだろうということです。

社会福祉基礎構造改革が主体的側面に与える影響とは何か。契約制度の導入によって利用者像にどのような影響を与える可能性があるのかということです。この内容につきましては、いろいろ整理の方法はあるだろうと思いますが、まず大きく分けて２点あるだろうと思います。このあたりは、先ほどの秋元先生のお話とも重なる部分です。

一つは、ご本人ができるか、できないかということではなくて、少なくともこの改革の中で選択する場面とか機会が設けられたことが１点あります。選択する、あるいは契約する、そこに遭遇した場面でどうするかということを考える機会が与えられることになったということが一つ。もう一つは、判断能力が不十分な人たちを代弁する仕組みです。契約

能力が十分でないということになりますので、そこを代替する仕組みが必要になる。その具体的なものとして成年後見制度がこの間に推進されてきたということです。

その２点は、客体的側面から、つまり制度の側からみたときに指摘することができるでしょう。しかしながら、それは利用者像の変化と把握に向けた諸条件のたった一つのことにすぎないということがあります。それらの条件である客体的な側面が変わったとしても、ソーシャルワーク実践の中でクライアントをどうとらえていくのかといったときには、その一部である諸条件の一つにすぎないのだろうと思います。

そうすれば、もう一方の主体的な側面にソーシャルワーカーが働きかけるその意味をどのように見いだしていくのか。社会福祉がとらえる利用者像、もしくはソーシャルワークが利用者像をどのように見いだしていくのか。それは、客体的側面の変化の中で一定の条件づけがなされた中でクライアント像を創造していく役割、それぞれの個別の事情に応じた形での利用者像をつくりあげていく。それともクライアントとともにつくりあげていく役割を担っていくことになるのではないか。それは制度からみた利用者像ではなく、利用者像の個別化を図っていく。社会的な条件の中で個別化を図るというその過程において、ソーシャルワークが存在する意味を見いだすことができるのではないかということです。

したがって、制度に規定される存在としてクライアントを十把一からげにとらえることなどできるはずがないということになるわけです。ですので、ソーシャルワークの立場から、方法論の立場から利用者像を語るとなると、客体的な側面ではなく、ある一定の影響を受けた中での主体的な側面をどのように喚起しながら、ご本人にとっての一人ひとりの利用者像を創造していくのかという点において、ソーシャルワーク実践が存立する意味を見いだすことができるということになるわけです。

ソーシャルワークにおける利用者像の創造ということで、どのような像を実践の中で見いだしていくのか。時間の関係もありますので詳細は触れることはできませんが、まずソーシャルワークがもつ援助特性の一つとして、どのような状態に至ればご本人がＯＫなのか、つまり何をもってよしとするのかというあたりに、一つの答えを見いだすのは非常に難しいという点があります。つまり、どのようにゴール設定をしていくのかということになるわけです。それはいろいろあるんですということでは済まされないわけですので、非常に特徴的な援助特性を認識した上で、ご本人にとってのあるべき、言い方を変えれば、あるべき利用者像をどのようにソーシャルワーカーとともに見いだしていくのかという点に、ソーシャルワーク実践の固有性というのが焦点化されるということになるわけです。

もう一つ、そこに答えを出すために、どうしても価値の問題は避けてとおれません。ソーシャルワーク実践は、知識と技術と価値、これが三位一体となって提供されるということであるわけですが、その中にソーシャルワーク実践を支える根拠としての価値をどのように明確化していくのか。それが問われることになります。それは、ご本人にとっての何をもってよしとするのかというところにどのように答えを求めていくのかということとも深く関係するわけです。

その価値の根幹に当たる中心部分に存在するものとして、「取り組みの主体を本人自身に徹底しておく」ということに立脚しながら利用者像を創造していくということを最後に触れておきたいと思います。

援助の対象となるクライアントとは、治療や変容の対象でもなく、また専門職によって問題解決をされる存在でもない。ソーシャルワークとは、ワーカーとの援助関係の中でクライアント自身が自分の問題を解決していくための取り組みでなければならない。生活上の課題や問題を解決する、その際の主語は本人以外あり得ないということである。それは、本人に降りかかるさまざまな課題をだれも肩がわりできず、他人は請け負うことができないという厳然たる事実に起因する。したがって、ソーシャルワークは本人自身が問題解決できるようにするというところにすべて焦点化されることになります。例えば、援助過程とは援助者の過程ではなく、クライアント自身が問題解決に向けた本人の過程でなければならないわけです。援助者は、その歩みを専門的に支えることになります。

援助の重要な原則として位置づけられている自己決定の原則とは、本人に決めてもらうことではなく、本人が決めるそのプロセスを支えることとなります。それは、ご本人にどうすればいいかを尋ねるということではなく、ソーシャルワーカーとの援助関係の中で、そこからご本人にとってのゴールをともに見いだしていく。つまり、何をもってよしとするかということを、ワーカーとの援助関係の中でともに見いだすことであって、その答えはご本人の過去にあるわけではなく、この先にあるわけでもなく、ワーカーとの「今ここで」の関係の中で見いだしていくプロセスの中に利用者像というものがあるのではないかということです。

クライアント本人は、その本人の人生を生きるしかありません。ソーシャルワークとは、自己実現に向けた本人の歩みを社会関係というつながりの中で支えていく専門的な営みのことです。ソーシャルワークにおける利用者像とは、そこに反映されるのではないかと考えます。援助過程というのはワーカーの過程のことではなく、本人が一定の何らかのゴールに向かうことであって、そのゴールは最初から設定されるわけではありません。そのワーカーとの援助関係の中で、そのプロセスに対して専門的な働きかけをしていくこと。さらに、そのご本人のプロセスというのは一人で歩むわけではなく、本人と環境との相互作用の中で決めていくことをサポートするワーカーとクライアントの二人の関係ではなく、まさに社会関係の中でご本人がベストなゴールをご自身で決めていけるように、全力で専門的に支えていく営みだろうと思うわけです。

制度的な枠組みからはこの利用者像は見えないだろうと思います。その客体的な側面の中で主体的な側面にソーシャルワーカーとして働きかけたときに、個々の利用者像というのが見えてくるのではないか。

以上で報告を終わります。どうもありがとうございました。

白澤　どうもありがとうございました。クライアント自身が問題を解決していくために取り組むというところにクライアントの人間像というのがあるのではないか、こういうお

話でございました。

それでは、次に岩田正美さん、よろしくお願いいたします。

岩田　日本女子大学の岩田正美と申します。

社会福祉の制度論・政策論の立場から利用者像を語れということと、しかも今回の大震災と絡めて語るようにというのが私へのお題だったのですけれども、利用者像ということがなかなかとらえがたいところがありまして、きょうの私の報告は、秋元先生の御本の中にもありました行為主体性の問題を社会福祉の政策と絡めてどう考えていくかということについて、若干の考え方をお示ししたいと思います。ですので、利用者像といいますか、現実の社会福祉の利用者がどのような意味で選別され、また、どのようにラベリングされていくかということについては、今回は触れないということになります。

まず、社会福祉政策とか制度論という中には伝統的に、先ほど岩崎さんの御報告にもありましたように、社会問題における個人原因説と社会構造原因説という二分論というのがありまして、どちらかというと制度論というのは社会構造的原因により着目して、その資源配分を重視してその解決を図るという点に焦点があったと思います。

他方、ソーシャルワークは今の岩間さんのお話にもありましたように、その客体的な側面への、岡村先生はとりわけそこに注目するわけですけれども、しかし、一般的にいえばより主体性への注目が強く、社会関係の調節をし、その過程の中で、問題を抱えた主体に働きかけて問題解決を図るというところに、より焦点があったということになります。

ところが、秋元先生もお触れになったル・グランの社会政策における行為主体論がありますが、ル・グランだけではなくて、社会政策の中で行為主体性が最近、いろいろ議論されております。これは先ほど秋元先生は飛ばされたんですけれども、ル・グランは、横軸が供給側のモチベーションを示しています。それは利他的なモチベーションか利己的なモチベーションかというわけですね。縦軸が利用者の利用の仕方といいますか、下が受動的であって上が能動的である。積極的に利用する、ということになります。（スライド４）

従来の福祉国家を推進してきた社会民主主義的な考えは、利他的な動機の供給者が受動的な利用者に対して、先ほどの揺りかごから墓場までというような形でサービスを提供していく。これに対して、これも先ほどから何度も出ていますように、基礎構造改革を初めとする日本だけではない新自由主義的な方向は、むしろ利己的な動機も含めた事業展開がそこになされて、それに対して、それを消費者の目できちっと選別できるクィーンとしての利用者が望まれるというような、そういう転換があったわけです。

先ほど秋元先生のスライドにもありましたように、これを秋元先生は供給側と利用側に分けて整理しています。そうすると４象限出てきて、単なる受動、能動だけではなくて、御都合主義的利用者とか、賢い消費者とか、大変おもしろい分類が出てくることになります。（スライド５）

では、政策論において、こうした行為主体性への注目が、なぜ最近になってはやってきたのか。その一つは、先ほどのル・グランの図でありましたように、新自由主義による自

立した消費者像に基づく政策転換が行われていくことと関わっています。これは、先ほど岩間さんがおっしゃったように、あくまで供給側がそういう利用者像を描いて転換させていくということになります。でもそれだけではなくて、私はもう一つ非常に重要なことがあると思うのです。

それは、20 世紀の末から 21 世紀にかけて社会問題の性格が非常に変わってきたというおとに関わっています。御承知のように脱工業化とかグローバル社会というような、特に先進国における産業構造の根本的な変化によって、社会問題が新しい出現の仕方をするようになります。この場合の社会問題は、例えば先ほど御紹介があった孝橋先生のような伝統的な社会階級あるいは特定集団の共通利害による問題というだけではなく、非常に雑多な個人的な経験の中に個別化して現象するような問題群ができてくるんだというようなことが、かなり言われるようになってきています。

そういう文脈の中でみますと、ただ社会構造だけではなくて、社会経済構造とか、あるいはその社会の文化的文脈からの制約と、その中で暮らしている人々の行為主体性との関連が非常に注目されるようになります。ここに、政策論の中で個人的原因が強調されるようになった理由があるように思います。。

この一つのあらわれが社会的排除論です。この言葉は日本でも最近、ちょっとはやり出したわけですけれども、これはもちろん 1980 年代の終わりから 90 年代にかけてフランス発で、ヨーロッパ、ＥＵの中で中心的な政策のキーワードになってきた言葉です。この社会的排除論の特徴は、ある個人の人生において、原因と結果が非常に複雑に連鎖して排除が生み出されていくいくということなのです。

それからもう一つ言いますと、資源量だけではなくて、むしろ社会関係と社会への参加ということに焦点を合わせていきます。一定の社会構造の中である問題がある結果を生むという連鎖構造の中で、不利の複合的経験をある個人なり家族なりがしていくと、そういう過程の中で単に貧困というだけではなくて、むしろ主要な社会関係や参加を拒まれる、あるいは自分で自分を拒んでしまう、排除してしまうというようなことが生まれる。こうした見方が排除論の一つの特徴になっています。

この図（スライド８）は、さらにそれを丁寧に書いたものですが、むろん、大きくいえば時代や社会構造からの大きな制約は常に受けて個々人の問題は出現しているいるということを、この大ざっぱな四角の枠組みが示しています。例えばある個人の過去の制約条件、これはよくヒューマンキャピタルとか言われますけれども、例えば生まれ育った家庭の環境とか教育程度とか障害の有無であるとか、そういうようなことがある主体の選択と対処に一定の制約を与えている。それが現在のある行為の選択や対処に対しての制約条件となってあらわれている。そして、その人々の行う選択や対処というのがまたいろいろなレベルにおける不利につながっていって、そういうものが相互関連しながらぐるぐる回っていく、こういうような考え方になるわけです。

この社会的排除論的な問題把握とと行為主体性について、例示的にみてみたいと思いま

す。たとえば、ある個人が学校教育からドロップアウトされて、そこから家出というようなある選択をするとします。しかし、このために安定職に就きにくくなる。そこで、個人はむしろ不安定就労を転々とするという対処を行う。しかし、それは安定的な地域居住からの排除につながって、その結果、頻繁な地域移動という選択をとらざるを得ない。それが地域と結びついた制度や参加からの排除を促していく。こういうプロセスの中で実は個々人は外的な制約条件によって流されているだけではなくて、その人なりにそのときそのとき、さまざまな対処や選択をしているのだ、こういう理解に立ちます。

このような個人の対処について、ルース・リスターという貧困論をやっているイギリスの研究者が、次のような整理をしています。先ほどのル・グランと似ていますけど、４象限で示しています。これは、縦軸は日常的な対処と、長期戦略的な対処ということです。横軸が、個人的なものか、もっと集合的あるいは政治社会的なものかということを示しています。（スライド７の図）

例えば貧困という状態に対して、個人は日常的にやりくりというような形の対処を行う。これは、そうしているということです。ところが戦略的に考えれば、そこからどうやって脱出するか考える。それから政治社会的ということになりますと、日常的なレベルでは一種の反抗をするのですね。これはいろいろな例があるのですけど、時間がないので飛ばします。それから、もっと戦略的になれば、例えば障害者の人たちがある組織をつくるとか反貧困運動のようなものをつくるというような、政治的な力を持つ組織化の方向に向かうというようなことがあり得ることになります。

受動的な福祉利用者か能動的な利用者かというのは理論上の整理で、現実には同じ人が受動的でもあり、能動的でもあり得る。ル・グランも、秋元先生もおっしゃったように、そういう単純な二分法というのはもちろんできないわけです。現実にある行為者の対処や戦略は非常に多様であって、社会構造や文化的な文脈の中で変化していきます。この文脈の中に社会福祉も入っている。社会福祉の供給側の制度のありようや、あるいは援助のありようが当然、この人々の日常的反抗や組織化やそういうものに結びついていきます。

秋元先生が先ほどおっしゃった、例えば制度化されないために緩やかな制度で対応しようとする。これは法外援護というようなことを例にとられましたけれども、例えばホームレスの人がいて、生活保護が受けられない。そこで法外援護のカップラーメンを支給するような態度でだけ行政が対処するというようなことになりますと、今度、そのホームレスの人たちはあちこちの福祉事務所を回ってそれらの援護を受けようとしたり、一番いいところに行く、こういう日常的反抗を繰り返すようになります。決して脱出とか組織化という戦略を持つのではなく、一種の社会構造や文化的文脈の中の制度的なありようと非常に関連しながら、あるいはソーシャルワークのありようとも関連しながら変化していきます。社会福祉政策がどのような態度を喚起していくわけですね。

行為主体性と資源についてですけれども、様々な行為主体の対処や戦略が、より根本的な脱出とか問題解決に役立つというのは、それらが資源、これは経済的な資源だけではな

くて、時間とか情報とか帰属性とかそういうものと結びついたときだけであろうと思います。この資源との結びつきを無視して主体性の強化のアプローチを行っても、恐らく問題解決には結びつかないことになります。だから、最近なされ出したサポートサービスとかソーシャルワークにしても、資源とどう結びつくかということが大事なわけです。

ところで、リスターはかなり組織的戦略といいますか政治的な組織とか活動というところに期待を抱いていまして、それがある集団的アイデンティティの獲得とか、あるいは結局、消費者としての権利ではなくてシチズンシップとしての権利の獲得というところにもっていこうとするわけですが、しかしそれもまたそのような組織からこぼれる人々の声は聞き取られないというような循環を通っていくことになります。

さて、最後に大震災の問題と、本日の話を少し関連づけて、被災者像の変遷というのをみていきたいと思います。

皆様御承知のように、今回の災害で一番最初に起こったのが「気の毒な被災者」という非常に大きな同情であり、しかもそのときに海外のメディアが「被災者」の節度ある態度をほめたものですから、それで日本じゅうも賞賛しだした。つまり「非常に品格ある被災者像」というのがひとり歩きをしていきます。耐える、頑張れる被災者。そのとき、新聞の投書欄には、現実はそんなことでないという被災者の投書が出ています。(スライド１４)

その次の段階に進むと、被災者への社会の態度は、恐らく二つに分かれていくだろうと思われます。非常に復興のプロセスが長いので、今どの辺にいるかというのはわかりませんけれども、一つは「自立への戦略を持ち得る被災者」を前提とした制度が作られていく。そうすると、非常に優秀な制度利用者になる、あるいは復興ビジョンを持った非常にいい地域になる、という（スライド１４の）右側のラインが出てくるわけです。

ところが、それへの戸惑いとか抵抗を持つ人々が当然そこに出てくる。というのは、自立への戦略を持ち得ないという場合ですね。あるいは、抵抗せざるを得ない状況である。この場合は、もう既に出ている自殺とか、あるいはうつというような状況に追い込まれたり、あるいは被災地への居残り、または居残りへの批判というような非常に複雑な、被災した集団自体が分割されていくというような事態が生まれる可能性があるわけです。

いずれにしてもこういう主体論というのは、少なくと社会福祉政策の分野では日本の中ではまだ十分研究がなされていない分野であると思います。ソーシャルワーク分野においては、対象理解というのは非常に大きな研究分野であると思いますが、資源とか排除プロセスとの関係がまだ十分ではないように思われます。いずれにしても、きょう既に出ているようなステレオタイプな利用者像を超えた行為主体としての、つまり人間としての社会福祉の利用者についての実証的研究というのが大変大事だと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

白澤　どうもありがとうございました。岩田さんからは、理想的な利用者像というのは大変危険性がある。そういう意味では利用主体論を深めていく必要がある。それを実証的にやることが生活者像の多様性を明らかにしていく研究になっていくのではないか。こう

いうお話でございました。

以上、３名にそれぞれの立場から、利用者像というのをどういうふうに考えるのかというお話をいただきました。大変難しい話でもあるわけですが、それぞれのシンポジストには秋元先生の今回の受賞された著書との関連の中でお話をいただきました。休憩をする前に、秋元先生にこの３名の発表につきまして、少しコメントをいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

秋元　３人の先生方のお話を聞いて共通する話ということであえて考えてみるならば、制度と利用者というのですかね、あるいは制度も含めたどういう環境の中でサービスが動いていくのか、利用されているのか、ということによっていろいろな関係が決まってくるという話がまずあって、私自身もそういう枠組みで議論をしているわけです。

その中で、十分理解できているかどうかは心もとないのですけれども、多分、岩崎先生は、そういう関係性はいろいろあるけれども、どういう関係性としてあるべきかというか、規範的に考えたときに、こういう方向で考えていくというのが一つのあり方としていいのではないかという話として私は受けとめました。

岩間先生のお話は、その関係性の中でむしろ利用者のかかわり方、岡村先生の言い方でいえば主体的側面の乖離のところでその関係性をどうとらえていって、今日的な状況の中でそれをより豊かなものにしていくためには、例えばこういうようなあり方というのもあるのではないか、というような話だったのかなという感想を持ちました。

私自身が制度をやっているということもあるのだろうと思うのですけれども、岩田先生の話が私には比較的よく理解できたというか、私としてはわかりやすいお話だったかと思います。基本的におっしゃっていることは、私も、あ、そうだそうだ、とずっと聞いていたわけです。

ただ、多分これは私の捉え方が法律学がベースになってるということもあるかと思うのですけど、私はステレオタイプな議論の意味というのも実はあると思っているのです。きょうのお話でもその辺は言ったつもりなんですけれども、ステレオタイプにすることによって確認できること、あるいは確定できることという部分があって、それはそれとして評価した方がいいというのが私の立場なんです。ただ、それだけでは不十分だということ、そして、それ以降は全く岩間先生のお話を、あ、そうだそうだ、というふうに聞いていました。

それから、震災との関係です。これも、利用者ということで考えるのはなかなか難しいかなというところはまず第一印象としてはあるのですが、ステレオタイプの話ではないのですけれども、その話は被災者ということに関しても同じように言える部分があると思うのです。つまり被災者をステレオタイプに考えてしまってきたところがあると思うのですね。例えば救護所等にいないと、いろいろなものを受けられない。つまり、逆に言うとそういうところにいる人が被災者だと、何となくステレオタイプな決めつけ方をしてしまってきたという部分があるのですね。

そういう意味でというと、利用者というとちょっと違和感がありますけれども、制度とのかかわり方ということで考えていった場合に、福祉サービスの制度と利用者のかかわり方と大分同じようにいえる部分があるのではないかという印象を持ちました。

以上です。

白澤　どうもありがとうございました。今から少し休憩に入り、あと、皆さん方に御質問や御意見をちょうだいするのですが、私自身がきょうのシンポジウムはまとめにくいシンポジウムだとは思うのですが、秋元先生の話の中で一つの論点が、利用者像をステレオタイプなものもある程度前提にした議論が必要なのではないかとお話しになりました。しかし、実際はそれだけであれば大変リスクの大きい福祉施策なりソーシャルワーク実践になる。そういう二つの側面をどううまく整理をしながら研究や実践ということにつなげていくのか、こういう話が１点あると思います。

２点目が、これは岩田先生のお話の中で整理をされたことですが、確かに今言う理想像というのは危険な中で、先ほど、緩やかな制度化という話が出ていました。この緩やかな制度化という問題の中に追加して生活保護での法外のサービスの話を議論されたわけですが、ここには緩やかな制度というよりも緩やかな対応という中でソーシャルワークというような方法論と政策論的な議論は整理できる部分があるのではないか、こういうふうに話を聞きながら感じた次第です。

さらには、岩間先生からの話の中で、個人の主体的側面ということと、これを岩田先生は実証的、実践的なものをどうつくりあげていくのかの整理がなければ主体性の議論は大変難しいのではないかとの発言をいただきました。同時に社会資源とつなぐ中で実践というコーディネーションが常に行われている中で、どう個人の主体性というものを位置づけていくのかの問題提起がありました。そうした実証的な中に行為主体性の議論がどうつくられていくのかという課題であります。

最後に、岩崎先生の最初の話は、まさにその中で人と社会とがどういう関係の中で、あるいは制度と個人がどういう関係の中で、制度をつくり、実践をつくっていくのか、このことの整理がまだ十分なされてないのではないかとの問題が提起されました。こういう議論であったような気がいたします。

今から休憩時間に入らせていただきまして、後半は皆さん方から御質問をお受けしたいと思います。そして最後に生活者像についてまとめていく時間にさせていただきたいと思います。それでは、休憩に入らせていただきたいと思います。

－　休憩　－

それでは、シンポジウムを再開させていただきます。

まずは皆さん方から御質問、御意見をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

質問者　東洋大学の古川といいますけども、質問と意見というか、一言申し上げてみた

いと思います。

どういうことかといいますと、きょうのテーマが「利用者像」と設定をしてありますけども、利用者像という言い方をしたときには、一般的な言葉として利用者という言葉が使われてますね。だけども、先ほどどなたかの発言の中にあったように、利用者というのは契約を前提としたときの利用者という文脈でとらえられているところもあって、そこのところはちょっと違うのではないかなという気がするのです。

私の個人的な経験みたいなものですが、私がその利用者という言葉を耳にするようになったのは90年代の初めころでありまして、厚労省のあたりから聞こえてきた言葉であったような記憶があるのです。そのときには、もちろん基礎構造改革なんて言葉はありませんけども、後になってみると、保育所の利用をチケットでスタンプでやろうという話が最初に出てきたころなので、基礎構造改革につながる話であったことは間違いない。そのときに、今思えばそういう議論の背景に新自由主義的な議論があったことも事実だと思うのです。だけども、そのころを思い出して考えてみると、何か我々は利用者という言葉をそういう新自由主義な背景があるものとして受けとめるよりは、もっと何か違ったものとして受けとめて大いに歓迎したのではないかという気がするのです。歓迎し過ぎると「利用者様」になってしまったりするわけでありますが。

というのは、実はその前の段階で私たちは、社会福祉を必要とする人たちというのかな、一般名詞でいえば利用する人たちを「対象者」という言葉でずっと呼んできた。その80年代というのは、対象者とおれたちを呼ぶのはけしからんじゃないかという人たちの声が非常に大きくなっていた。障害者を中心にする人たちのそういう議論があって、実は利用者という言葉が意外とすんなり受け入れられていった背景には、やはり対象者というとらえ方ってまずいんじゃないか、そういうものが関係者の間にあったのではないかなと。今思うとね。

つまり、利用者像というふうに利用者を一般的に使って議論するとすれば、かつて、対象者という言葉によってそれそこ利用者をとらえてきたということにさかのぼって社会福祉における利用者像を考えていく、そういう文脈が一本必要ではないか。契約を前提にして利用者という言葉が出てきて、それが一般化していってそれでいいのかという議論だけではちょっと済まないのではないかなという印象を、お話を聞きながら持ったのですが、いかがでしょうか。

対象者という言い方をされると、おれたちはモノ扱いされているんじゃないか。対象というのは客体という意味で非常に抽象的な概念なのに、そこに人間を意味する者というのをくっつけてしまって、そういう言い方でおれたちをとらえること、それでいいのかという問題提起が80年代にはあった。そういうものがあって利用者という言葉がスッと受け入れられていって、でもよくよく考えてみたら違った文脈だったといったようなことではないかなという気が、ちょっとお話を聞きながらいたしました。

白澤　御意見ということですが、何かシンポジストの皆さん方、これにつきましての御

意見ございませんでしょうか。

今、古川先生の話が出ておりましたが、アメリカでもクライアントがユーザーというように変わっていったというのは、歴史は同じだと思うのです。ただ、やはり僕などはケアマネジメントの研究をやっていますと、サービスの利用者やユーザーだということを前提にします。しかし、ユーザーだけではないという利用者があり、同時に利用者の要素以外の人間像が存在し、それにどのように対応するのかが実は今日の議論ではないかと考えます。サービスのユーザーを超えた議論をどうしていくのか、こういう非常に限られたユーザーという議論を超えていくということがきょうの今の議論かなと私なりに聞いていたのですが、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

質問者　今のことに関連してですけども、クライアントという概念が使われていたときには、インボランタリーなクライアントもクライアントで入っていたのですね。利用者という概念の中にはそういう利用者ではない、今まさにおっしゃった契約をしておらない人も利用者像の中には入っているのでしょうか。それを伺いたいです。かつてのクライアントの概念の中には入っていたのですよね、少なくとも。あるいは1918年、リッチモンドがクライアントという概念をさまざまな中から使われてきたのですよね。司法とか裁判所とかいろいろなところで使われていた概念をもってクライアント。クレイマーという概念がクライアントの中にも入っているのですよね、本来的に。そういったことも含めて、利用者の中にもそういう概念も入っているのでしょうか。お伺いしたい。

白澤　これは、まずは秋元先生の本の中では、そのあたりは十分な議論をしておれれると思うのですが、もう一度何か、先ほどの御説明を繰り返す部分もあるかと思うのですがお話をいただきたいと思いますし、同時にこれは方法論の立場から岩間さんにお答えいただくということで、全体的にどういうように私たちがこの利用者像というのを考えているかということを少し議論をさせていただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

秋元　どの程度厳密な議論をするかというところもあるかもしれないですけど、基本的には利用者といった場合には、任意的なサービスを前提にしていると私は考えています。

ただ、例えば児童福祉の場面で児童虐待事例などがあったときに、児童相談所が強制的にかかわるということは当然あるわけですね。形式的にいうと、児童福祉法に基づく措置と言ってますけれども、児童福祉法に基づいて行政機関が行っていることは確かなわけです。ただ、強制的な正当性を担保するために家庭裁判所等の判断を介在させているという形をとっています。

だから、福祉行政の組織が行っている行政的な支援といいますかかかわりといったものを利用しているということで言うと、そういう場合であっても利用者ということが理屈からいうと言えなくもないということはあるかもしれません。ただ、私自身は基本的には任意的なサービスに限定して利用者という言葉は使っております。

白澤　秋元先生の著書の中でも、先ほどのような意思表示のできない人たちというのはどういう契約の中で利用者という形をつくりあげていくのか、あるいは逆に自立を社会の側から求められる人たちのそういうサービス利用というのはどうあるべきなのかということをおっしゃっている部分は、随分インボランティアなそういう自発性のない人たちをどう私たちの利用者像に入れ込んでいるかという意味では、今の話は御質問いただいたことについては触れられた議論をやっているのではないかと言えます。

逆に先ほどの古川先生の御質問であった、サービスのユーザーという観点をどう超えていくのかというのは、今松本先生からいただいた御質問だろうと思いますが、岩間先生、いがかでしょうか。

岩間　確かに一定の整理が必要かと思う部分です。古川先生にご指摘いただいたとおり、契約を前提としたサービス利用者というところから言葉の始まりはあったのだろうと思うのですが、そこから非常に拡大解釈されて使われているところがあって、従来使われてきたクライアントというかなりニアリーイコールの使われ方をしているのが現状なのではないかと思います。なので、今回、この課題を与えられたときに、利用者像イコール、従来、ソーシャルワークでわれわれが使ってきたクライアントというインボランタリーなクライアントも含めた形での利用者、そこにもう既に言葉のギャップというか違和感が、日本語の並びとしての利用者像という言葉と、それから現状ここで議論しようとしている利用者像との間に言葉上のギャップが生じているのではないかと思います。

ですので、個人的には教科書レベルで統一が必要とかで、どうしても利用者と使わないこと以外は「クライアント」と使いますし、それから特にソーシャルワークの側からいうと、好んで「本人」という言葉を使うようにしています。そのあたりの言葉の整理というのはどこかで線引きが必要なところがあるのではないかと思いますが、利用者という言葉にとってみれば非常に広く使われてしまっているところにギャップがあるように思います。

白澤　それでは岩田さん、その次に岩崎さんということでよろしく。

岩田　私もどう使っていいかわからないので、実は逃げてタイトルをこのように「主体性」の方にしたのですけれども、特に社会福祉政策の方からみていった場合、通常は余りクライアントもユーザーもコンシューマーも使わないで、問題とかニードというつかまえ方をしてきたと思うのです。ところが行為主体の問題を入れますと、問題を持っている人とかニードを持っている人の問題に突き当たらざるを得ないということになります。その人をどのように表現しているかというと、クライアントとユーザー、それからコンシューマーですね。契約のところではさらに突っ込んだコンシューマーという言い方がされていて、例えば英米の論文なんかを読んでもそういうのがごっちゃに使われていると思います。

そういう混乱が何らかの意味合いを持っていると思うのですけれども、ユーザーというのはある種、ニュートラルな感じがするので、コンシューマーよりは使われているのだと。コンシューマーは、先ほど言った利己的かつ賢明なといいますか消費者像みたいなものを持ってるわけですけれども、クライアントは、先ほどおっしゃったように本来的には違う

かもしれないけれども、やや古典的な患者像というかそういうのがあるので、ニュートラルに利用者というのが一番使われてるのかなあという感じを私は持ってます。非常に言いにくいですね。問題を持ってる人とか、問題を抱えている人とか、ニードを持ってる人とかというような、ニーディとかいうような言い方をしてきたわけですけれども。

ただ、だからこそ括弧づきなんだろうと思うのですけれども、ここでの主たるテーマは、社会福祉が問題解決をしようとか、あるいは援助しようとかいう場合、その対象となる問題を抱えた個々の人間の考えや行為をどういうふうに考えるか、多分そこに焦点があるのだろうと思います。そこにどういう言葉を当てはめていいかというのは非常に難しい問題で、例えば先ほど言いました、より組織的、政治的な戦略でいこうとする場合に、クライアント像を崩して当事者像みたいなものをもってきて運動を続けるわけですから、そうしますと今度は、では当事者とはだれかという議論になって、私たちもみんな当事者ではないかという反論が出てくる。多分こういうやりとりが生まれるのだろうと思います。

しかし、それだけに非常に重要だと私も思いますけど、簡単になかなか定義できない、そのような矛盾をはらんだ言葉だと思っています。

白澤　それでは岩崎さん、お願いします。

岩崎　要援護性の違いによって、位置付けが変わると思います。最低生活水準に関わる社会問題として解決の要請度が高い問題では、契約では対処できないので、利用者という言葉は当然そぐわないと思います。その一方で、エージェンシーの問題、個々の主体的な問題の場合は、契約制度が望ましいので、利用者という言葉が確かに適切だと思います。ですが、社会福祉が主に扱っているのはその中間の領域です。今まで契約制度の用語を借りて利用者とずっと呼んできましたが、単純に主体的な利用者としてはとらえることはできません。一定の社会的介入の必要性が前提となっているわけです。

例えば介護保険でも、利用者や契約という用語を使っていますが、要介護認定やケアマネジメントなどという社会的な介入を前提としているわけです。ですから、単純に契約をベースとした利用者という言葉を使うことへの違和感があるのだと思います。

白澤　よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

質問者　東洋大学の小林です。

ちょっと論点を戻して、契約の問題を少し考えてみたいのです。1962年ころだったと思うのですけれども、ティトマスが論文を書きまして、それまでの医療制度が変わってきているという話。62年かどうか覚えてませんけれども。イギリスはまだ医師とクライアントの関係が非常に尊敬するといいますかね、専門職に対する尊敬が非常に強くて、その中でやっている。ところが、アメリカではもうあのころは医療訴訟がひどくなってきて、どうしたらいいかという問題が出てきた。そしてアメリカは何をやっているかという今の質問、契約なのですね。この場合はどう、この場合はどうと、契約というのはある条件を提示して、これを認めるか認めないかということですから、それに基づいてやることになる。

そうすると、アメリカの場合にはすぐ医療過誤、医療訴訟というのが出てきて、非常にそちらで保険が適用されるようになって、費用がそちらの方にかかるようになってしまった。それに対して、イギリスではまだ医師に対する信頼感がありますから、そういう意味で信頼してサービスを受けるという関係になった、そういう議論をたしかどこかでしていたと思うのです。

その議論はもう一つあるのですけれども、一つは、イギリスの議論というのは今のル・グランの話につながっているのかどうかという問題があると思うのです。つまり、利用者が自分で判断して自分がいいと思うことを主張しようとすると、専門職と利用者との関係が変わってきてしまう。どうするかというと、細かく細かく契約を前提としてそれを問い詰めるということが出てきてしまうという議論があって、これはル・グランの話の中にやはり入っているのではないかという気がするのです。

他方で、日本の例えば介護保険の実践等をみておりますと、私はある土地で苦情の調整委員会というのですか、そこでやっていますと、二つ問題があって、提供者の方は本当に契約に基づいてやっているのかというのがかなりまだあります。つまり、きちんと契約を守っていればある程度の利用者の権利が守られたのが、守られていないという面がある。逆の面からいいますと、今度は無理難題を例えば介護サービスの提供者の方に言ってきて、提供者の方がまいってしまうという面があると私は感じているのですけれども、両方の面で契約という考え方がきちんとできていない面があって、善意があればいいみたいなことで問題が生じてきているという面があるようにも思うのです。

きょうの話の利用者像というところにくるのですけれども、日本の例えば介護保険を前提とした場合に、あるいは施設サービスを前提とした場合、そういうある種の両極端の病理現象が起きているのかどうかというのは、今回の利用者像の変化ということで議論してもいいのではないか。利用者像がどう変わったかというのは、ル・グランの場合には動機のところを問題にしているわけですね。ポーンとかなんとかといっているのは。どういうふうに利用者が変わったかによって、サービスの提供側もすごくある意味では苦労するようになってくる。特に専門職は専門職として尊敬されないというのですかね、交渉になってくるみたいなところがル・グランの本にあってですね。

細かい議論はやめますけれども、そういう利用者像というのが従来の福祉サービスの利用者ではなくて何か根本的に変わったのか。それによって契約ということがどのように変わったのか、というのが議論の中にあってもいいような気がするんです。ですから、契約のところが問題なのではなくて、そこは外すのではなくて、そこも実は問題になっているのではないかという印象を持つのですけれども、この辺を秋元先生はどう考えていらっしゃるか、あるいはほかの先生方はどう考えていらっしゃるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

白澤　どうもありがとうございました。なかなか日本の社会で契約というのがうまく成立できてないのではないか。そのことがいろいろな矛盾を起こしていて、提供者側もきち

っとした契約をやらないし、利用者側は無理難題を言う。そこには利用者と事業者の間の信頼関係みたいなものが成立をしていないということが一定の前提にあるのではないか。こういう中でどうそういうものを整理していったらいいのかということですが、秋元先生、恐らくこれは本には書いておられないことかもしれませんが、いかがでしょうか。

秋元　なかなか難しい問題ですけれども、契約といったときに、例えば先生がおっしゃっていたように信頼関係がある中で契約関係ができるという場合と、利害対立が当然あることを想定しながら契約するというのと、全く意味が違うというところがあるわけです。契約論自体も、その契約の位置づけというのも一つだけではない。関係的契約といったりいろいろな言い方はあるわけでしょうけれども、一度きりのことであれば相手を信頼するかどうかに関わりなく、とにかくやることについて細かく決めて、それさえやってくれればいい、そういう契約のつくり方は確かにあるわけだけど、そうではなくて長期間、比較的長い期間かかわり合うことを前提にした契約のあり方は、そういう利害対立を大前提にするようなものではない枠組みのつくり方が必要なのではないか、そういう議論が契約論の中にあるわけです。

福祉の中に契約というものを取り入れるときに、法律学を含めていろんな議論があったのですが、今振り返ると、そういう議論が生かされてないというか、余り議論が展開しないままに現状がずうっと進んできて今現在に至っているというところがあるのですね。理論的には、だからそういう関係契約的な話というのは実はもっと、これは社会保障法になるのか社会福祉法になるのか、あるいはそれこそ民法の契約論の話になるのか、いろいろなところがやる必要があるのでしょうけど、一つは制度としてみたときにはそういう議論といったものもあってもいいと思うのですね。

もう一つ、個別的なかかわり方。それはもうオンブズマンでのそれぞれの利害調整とかそういう仕組みというのが、まさにその一つだろうと思うのです。そういうものが制度として存在することによって、契約というものをうまく使いこなしていく社会の成熟といってしまうと余りにも簡単といいますか、紋切り型の話になってしまって恐縮なのですけれども、そういう対応ももう一つ別にあるのではないかという気はします。

契約化といったものを、ル・グランが準市場という形で医療をフィールドにして議論して、その中にさらに騎士と悪漢とかというモチベーション、エージェンシーの話を出してきたわけですけれども、そういう議論の一つの帰結というのは、これは先ほども話をしたわけですけれども、利他主義だけでやっていいとか利己主義だけでものごとを考えていい、そういうことではなくて、もっと多様なものがずうっと行き交うもの。その中で、ではどうしたらいいのかということを考えていくしかないというのが、多分一つの結論だったと私は理解しているのです。

ということもあって、これといったような結論がすっきりした形で言えないのは恐縮なのですけれども、そんなところで。

白澤　よろしいでしょうか。

それでは、先に次にということでそちらの方にご試問いただきます。

質問者　社会事業大学の学部の４年になります青木尚人と申します。きょうは髙橋先生と三浦先生がお見えになっているということで、こういう状態で質問するのはちょっと恐縮なのですけれども、先ほどの利用者とクライアントの利用者像というところの質問をしたいと思っています。

利用者とクライアントに基づいた利用者像ということで、そもそもこの概念というのは社会福祉学をきちんと勉強した人しかわからないのではないかと僕自身は思ってます。実際、今、行政で勤めてる人が社会福祉法に３科目主事でもなれてしまう。主要な科目のうち３科目をとってしまえばなることができるという規定の中で、では果たして行政の職員の人がどこまでその概念を深めてその実践をしているか。そういう部分がちょっと気になったのと、その概念を、では社会福祉というものを勉強していない者が深めて実践をしていてくためにどういうことが考えられるかな、ということを質問いたしました。

白澤　いかがですか。こういう難しいクライアントやユーザーという話は、研究者としての議論はあるかもしれないけれども、実践者にどのように伝えられるのかという御質問だと思うのですが、岩間さんからどうぞ。

岩間　利用者ないしはクライアントの言葉の理解ではなくて、先ほど冒頭の報告でお話ししたとおり、利用者像なりクライアント像をどのようにとらえるかということ自体がソーシャルワークの理論体系を伝えることにつながることになるので、そこの利用者とは何か、クライアントとは何か、そして福祉において人を援助するというのはどういうことかということを担い手のみなさんにいかに伝えていくか、という大きな課題につながってくるテーマだろうと思うのです。おっしゃるとおり言葉の理解のレベルではないところでの職業人としてのトレーニングなり資格問題、あるいは現任訓練等々、それから理論的な体系をどうつくっていくかというトータルな部分の課題につながってくる問題だろうと思いますが。

白澤　僕も少し感想めいたコメントを申し上げたいと思います。先ほどの小林先生の質問とも関係するのだと思うのですが、ユーザーという観点は、サービスを利用するという観点での支援に随分重きを置いてきたのだろうと思います。そこの反省というのがあるのではないか。そのことだけで生活を支えていくというのは大変難しくて、そのことを、それをクライアントと言おうがユーザーと言おうが、そこで一体何を利用者像に支援をしていくのかということだと思うのです。昨年、ケアマネジャーの調査をしたときに、ケアマネジャーに利用者は何を求めているかというと、サービスとつないでくれることだけを求めているのではなくて、例えば悩みを聞いてくれる、安心感を与えてくれる、医療サービス等も紹介をしてくれるという幅の広いことを求めているわけです。

そして、苦情という問題とそれは関係があるのですが、実は利用者の９割以上がそこに満足感を感じているというわけです。期待をし、満足をしている。僕は、今御質問をいただいた方の話の中で、そういうユーザーという視点を超えた支援のあり方をきちっと実践

現場に伝えていき、その技術を伝えていくことが大事なんじゃないかと個人的に思っています。よろしいでしょうか。

それではどうぞ。

質問者　先ほど冒頭に今回の受賞者の方に御質問をしたら、いわゆる公害被害者の問題については論文には一切書いていないと。今、利用者とかユーザーとかいろいろ言われていますが、そうすると公害被害者は福祉の対象に全然ならないのかどうかということがちょっと気になっていましてね。ですから、ユーザーとか利用者とか、そこに被害者という言葉を入れていいのかいけないのか、社会福祉の分野では公害被害者は対象者にも利用者にもならないのか、そこに実は問題がくるのではないだろうかと。

ですから先ほど、先生というべきでしょうけど、古川さんが大変いい問題提起をなさったその前に私が冒頭、質問したということは、このタイトルが「利用者像」ということで果たしていいのかどうか、そこに被害者が入るのかどうかという疑問があったので秋元さんに質問したのですけれど、そういう関係の論文は書いていないとおっしゃったので、ああ、これではそういうふうな利用者像という言葉がいいかどうかの論議は展開できないのではないかとずっと考えてきたので、もしその辺を考えるとすると、社会福祉は一体どういう人たちを対象にして考えてきたのかということを全部洗い出して、もちろん今後、公害被害者が出るかどうかは知りません。あるいは、いろいろきちっと政府がやるからそういう人たちは出ないということになるのかもしれませんが、それを含めると実は大変大きな問題が今回のタイトルの中に含まれているのではないかと。

何べんも発言して申しわけございませんが、あえて一言だけ申し上げておきます。以上です。

白澤　どうもありがとうございました。秋元先生には先ほどお答えいただいたのですが、ほかの先生方、いかがでしょうか。岩田先生、どうですか。

岩田　あらゆる社会問題が構築されるプロセスの中で、もちろん公害も、今回のサブタイトルになっているこのような自然災害であったりあるいは原子力の人災であったりするようなものの中から生まれる人々の生活上の諸問題というのは、当然、社会福祉の大きな関心事でなければならない。ですから、とりわけ問題のただ中にある人たちが、先ほどちょっと私が申し上げたような長期戦略的、集合的な抗議で制度に迫っていくか、それとも日常的な反抗レベルでそれを収束させるか、それとも自分たちのやりくり算段で何とかしていくのかということが、恐らく分かれ道になっていくだろうと私は思います。

ですから、そのときに利用者像や利用者という言葉、あるいは秋元先生がおっしゃった緩やかな制度というもののある一時点の大きな枠が根本的に変わっていくのだろうと。だから、社会福祉というのは日本では福祉六法とか八法とかいわれて、何か型にはまっているように思われていますけれども、絶えずその枠組みというのは揺らされてるわけです。それを揺らしていかなければならない。それをなすのは利用者であった人たちの行為主体だと私は思います。ですから、利用者像といったときに、これはあくまで供給側の言葉だ

と思いますけども、そうではなくてエージェンシーとしてそこにある人々をみていくときに、当然その枠は破られていくと思います。ですから、そのことは秋元先生がある事例として公害をとらえてなくても、当然そこには含まれてくるし、含まれざるを得ない。

ただ、残念ながら公害や例えば原発問題のときの補償という問題と社会福祉の福祉という問題をどうつなげていくかというのが、根本的に議論されたことは余りないと私も思います。それは例えば生活福祉貸付資金のような制度に絶えず矛盾として、小手先の制度で対応されてきた。これは実は緩やかな制度なのです。緩やかな制度が緩やかなまま、非常に妥協的に制度化されるということもあるのだと。ですから、秋元先生はそれがまたフィードバックされて制度化とおっしゃったんですけど、かならずしもそうならないことがあるので、いったいその回路はどうやってつくっていくか、そこが大変大きな問題だと思います。

質問者　岩手県の岩泉町というところでケアマネジャーをしています岩澤と言います。二つあるのですけども、一つは意見です。

先ほど、契約という議論がなされました。その中で私の意見なのですけども、契約には物財というのとサービス財というのがあると聞いたことがあるのですが、物財というのは、例えば新しい自動車を購入するとき、色を決めるとかカーナビがついているとか、そういうのを先に自分で好きなのを選んで決めてから契約しますね。サービス財というのは、例えば介護保険みたいなのもサービス財に入ると思うのです。

私は日ごろケアマネジャーとして仕事をしてて、契約のときに、先ほど白澤先生からもあったのですけども、利用者が求めているのは、例えばケアマネジャーが月に１回モニタリングをしますとか、死亡したときに契約終了になりますとか、そういったことが契約の中に書いてあるのですけども、そういったことではなくて、悩みを聞いてあげるとか、先ほどお話が出たのですけども、そういったことだと思うのです。実際に例えば半身麻痺になった方は、半身麻痺が治って以前のように畑に行って畑仕事がしたいとか、そういったことを求めてると思うのです。だから、利用者さんが求めていることとずれがすごいあると思いまして、先ほどのお話を聞いてて、個人的な意見だったのですけども。

もう一つですけども、岩崎先生に質問したいのです。これも介護保険絡みの話になって、きょうの利用者像というところからちょっとずれるかもしれないのですけども、アクセス可能な選択肢がなければならないと考えた場合に、介護保険制度が始まって 10 年たちまして、結局、介護保険制度というのは民間参入していますので、ある程度利益が出ないと事業所は成り立たないですね。ですから、利用者数が今以上もう必要ないといいますか、利益が求められないところにはそういう選択できるようなサービスは入ってこないと思うのです。福祉用具とかでは別ですけど、デイサービスにしても施設にしても利用者数というのは決まっていると思うのですけども、その辺のところはどうお考えでしょうか。

白澤　１番目は御意見ということでよろしいですか。

質問者　はい。

白澤　要するに、契約をしている内容と利用者が求めてる内容には随分ずれがあるのではないか、こういう御意見だと思いますが、それは先ほどの議論と随分関係のあることだと思います。

２点目に、サービスのアクセスというけど、ニーズに応えられる資源がきちっとできてくるのか、こういうことについて、岩崎先生、いかがですか。

岩崎　同じような問題は都市部でも、障害関係だと選択できるサービスがないということは現実にあると思います。このことは条件整備国家としての責任の内容が問われていると思います。単純に利用契約としての仕組みを整備すればよいと考えれば、制度を作ることで責任を果たしたと言えます。しかしセンの潜在能力アプローチで評価すれば、実現可能な選択肢が用意されていない訳ですから、福祉のレベルとしては非常に低く、責任を果たしていないことになります。

問題を個人が解決すべきことにとどめず、社会が介入すべき問題と認識すれば、サービスの不足を民間の事業者の自主的努力にとどめることはできず、公的なセクターである自治体や、地域住民全体の問題として考えていかなければいけないと思います。

白澤　よろしいでしょうか。

それでは松本先生、どうぞ。

質問者　たびたび申しわけないのですけれども、どうも私は先ほど古川さんのおっしゃられた対象からクライアントに変わっていくという、そこの対象者ということに対する物すごい反省、批判があって、そしてクライアントという言葉へ移っていったのですね。同時に、クライアントという概念、その内容に対する厳しい批判の上にあって利用者という概念が使われるようになってくるならばいいのです。全くなしに利用者という言葉が現在、一般に使われているという現状を私は非常に嘆くのですね。これがまず１点。

それから、クライアントという言葉は、ピープル・ウィズ・ニーズです。それがクライアントなのですね。私はもう 20 年ほど前にアスベストの人のケアをしたことがありますけれども、そのクライアントになった人はアスベストの物すごい被害者だったのです。だから、クライアントという概念の中には被害者という概念は当然入っているのですよ。だからそういう被害に対してどうかかわっていくのかということは、クライアントとしてとらえたワーカーのかかわりではないでしょうか。

そういうこともあったのですけども、しかし日本の全体的流れの中においては、クライアントという概念があたかもすべてマイナス、現実に行われていることがマイナスにとらえられてしまって、特にアメリカの場合、ユーザーという言葉も使われていますけれども、クライアントという言葉も概念も今なお十分に使われています。ところが日本の場合は、突然、何年か前に、クライアントという言葉がつくと一斉に、まさにかつて一億総ざんげしたように、みんながクライアントというのを使わなくなって利用者という言葉をどんどん使うのですね。クライアントという概念を使っていたことに対するクライアント像に対する反省もなしに。ということを私は非常に嘆くのです。

私は現在、長野の過疎村で認知症のグループホームをやっているのですけども、皆さん御存じのように、私は15年前にグループホームを始めたときには日本にはグループホームは認められなかったのです。実験的に全国に７カ所ぐらいが併設型でありました。しかしこの十数年の間に１万以上のグループホームがあるのです。その１万以上のグループホームで圧倒的に多いのは有限会社、株式会社なのですよ。そうすると、私たちのように過疎村でグループホームをやりましてもなかなか成立しないのですね。なぜならば、国は全体的にみますとグループホームの人件費は56%ですって。だからグループホームの介護保険料は上がらないのです。特別養護老人ホームはどんどん上がるのですけども。

しかし、我々はかつて、グループホームというものは認知症における救世主的な実践の場だといったのではないでしょうかね。そういうことを皆さん方はよく御存じではないでしょうか。しかし、グループホームは今やそうではないのですね。

そういう日本の社会福祉の現実の中から、そういったような概念一つ一つの中に含まれているものを大事にしてほしい。それを私は申し上げたい。

白澤　どうもありがとうございました。要望ということでよろしいですか。

質問者　はい。

白澤　ほかにいかがでしょうか。

質問者　実は私は昨年１年間、介護サービスの情報制度のシステムの開発をやっておりまして、一般消費者、ここでいうと主体的にサービスを選択する方のみを対象とした制度をずっと１年やっておりました。そのためにいろいろな利用しやすい部分をやっていたのですけれども、きょう、秋元先生の話を聞きまして、保護を要する利用者、そういう部分に対しての制度設計が十分ではなかったのではないかと、自分ですごく反省をいたしました。今、厚生労働省さんの方ではその要約版という、要するによりわかりやすい介護サービス情報制度を今、開発中なのですけども、それでも多分それは余り十分ではないのかなと。

保護を要する利用者の皆さんにさらに使いやすいものという観点で考えますと、ケアマネジャーさんとかソーシャルワーカーさんとか、地域包括支援センターの総合相談所とかにぴったり合ったものをつくっていけばいいのかなと思いまして、この制度に対して今後どういう形で改善していったらいいのかという御意見がありましたらぜひお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

白澤　どうでしょうか。

僕も非常に残念だと思っています。システムが問題だからだと思うのですが、介護サービス情報の公表制度は今回形を全く変えてしまうわけですね。先ほどの秋元先生のお話でも、契約というところでは情報をきちっと確保していくことが必要不可欠であるにもかかわらず、介護サービス情報の公表制度はお金もかかる、あるいはアクセスも少ないということで不安定な状況にあります。これは、先ほどの小林先生の話と一緒だと思うのですが、

事業者にも問題があるし、一方で利用者側もなかなかそういうものにアクセスするという、契約という概念の中身を活用するというのは随分おくれたのだろうと思うのです。

きょう、緩やかな制度とかいうお話を秋元先生がおっしゃっていたのは、そういうものを自分たちがサービスの情報を使って緩やかな制度をつくっていかなければいかんのだと思うのです。その媒介というのは、何か制度をつくることだけではないのではないか。その制度をどう活用するのかという議論が抜けているのではないかと。例えば、ケアマネジャーがもっとそういうものを介在した支援をしているのかどうか。それはソーシャルワーカーや地域包括の話も出てきましたが、一つは制度的な議論かもしれませんが、僕はそれを使う人材を専門職としてどうつくりあげていくか、その議論があれば、秋元先生の議論はもっと我々は議論できるのかなと、そんな思いをしておりましたが、よろしいでしょうか。

質問者　川村学園女子大学におります梅澤と申しますが、きょうは震災を踏まえてということでしたので、福祉と環境との関係につきまして御助言いただけたらと思います。

まさにソーシャルワークの定義にもありますように、福祉と環境というのにつきましては、ソーシャルワークというのは人と環境との接点に対して介入していくということで、人権と社会正義というものが非常に大事だということで、ソーシャルアクションとかそういう言葉にもつながるわけです。きょうのシンポジストのお話の中にも、岩間先生も人と環境との相互作用で決めることをサポートするのがソーシャルワーカーでもありというお話もありましたし、また岩田先生も、レジュメの中にもありましたように被災者の方の、特に被災地への居残りとそれへの批判というのが 16 ページにもあります。

現に柏地区とかいろいろなところでもいろいろな問題が山積しておりまして、世田谷などでもそうですけれども、特に保育園とか小学校とか、そういうある意味では利用者の方への配慮というのでお母様方が弁当の産地とかそういうものも、保坂さんという区長さんが新しく就任されたのですけれども、その方にも要望書を出したり、いわゆるホットスポット問題というのは 150 キロ圏からかなり広がっていると思うのですね。そういう保育所とかいろんな小さいお子様の被曝量の問題というのですかね、その辺が政府でも 20 ミリシーベルトがあるけれども１ミリシーベルトで……。

白澤　済みません、少し要約をして。

質問者　そういう被曝量の問題とかいろいろありまして、ソーシャルアクションとの絡みの中でどういうふうに我々はソーシャルワーカーなり利用者に対して対応していけばいいのかというのを教えてもらえたらと思います。

白澤　大変難しい問題ですが、ソーシャルアクションとして震災にどう私たちはかかわっていくのかということですが、これは何だったら最後に１人２～３分、御意見を言っていただく中でその震災のことも触れていただこうと思っておりましたので、そこで触れていただくということでよろしいでしょうか。

ほかに何かございませんでしょうか……。質問を受けるだけで終わりの時間がきたよう

な気もするのですが、あと残り時間15分ぐらいしかないのですが、できるだけ皆さん方の御質問をお受けしようという形でやってまいりましたが、最後に全体として、秋元先生も入れていただいき、４名からきょうはさまざまな御議論をいただいたと思うのです。利用者像というのはどうあるべきなのかという話がございました。きょうの議論の中で少し自分の意見をもう一度まとめていただくということを、震災の問題とも関連させながら、１人２分なり３分ぐらいでお願いできればありがたいと思います。今度は岩崎さんから順番にお願いできますでしょうか。

岩崎　きょうの議論のポイントは、二者関係の契約による利用者へのサービス提供と、第三者である行政による措置を両極に置いた場合、その中間に位置する福祉サービスの提供をどうとらえるのか、という問題だと思います。

単に利用者と位置付けることに抵抗があるのは、選択できるサービスがない状態を、第三者である社会が放置できないという問題があるからです。特に、制度が対応できていな新たな問題、先ほどご指摘いただいた公害被害者への対応や、今回の震災や被曝による問題など、現実に今、サービスが対応できていない問題を、社会福祉の課題として焦点化する視点が弱い。近年の原理論が動的な分析枠組みを欠いているという問題があると思います。

この問題を考えるときに、今回の秋元先生の御著作では、契約でも措置でもない、その中間領域において、どうやって個々の主体性を尊重するのかという、手続的な問題も含めたアプローチが示されたと思います。その上で原理論に残された課題は、そうした中間領域での問題を、どうやって社会問題化するのかという点だと思います。個々人が解決すべき問題として扱うのではなく、社会全体で解決すべき問題にとらえ直す枠組みをどう理論化するかが課題なのです。

かつてのマルクス主義的な社会問題論として、階級の問題だと単純化することはできません。きょうの岩田先生の御報告の中にもあったように、問題が個別化している状況の中で、どうやって再び社会の問題としてとらえ直すのか。それを個人の主体性に基づく問題解決の論理とどう整合性のある枠組みを作っていくのか。この点が社会福祉の対象論が大きな課題であると思っています。

以上です。

白澤　どうもありがとうございました。

それでは岩間さん。

岩間　秋元先生のお話の中で、緩やかな制度化のあり方というのに関心を持ちました。ただ、ソーシャルワークの立場からは、緩やかな制度化に対してソーシャルワーカーが本当に個別のクライアントに対して適切に緩やかな制度化されたものを有効活用できるかどうかということが本来問われなければいけないだろうということと、緩やかな制度化をだれが求めてつくっていくのかという部分で、ソーシャルアクションなり、それは当事者の声なりをどのようにアドボカシー、あるいは代弁機能を使いながら緩やかな制度化をもた

らしていくかというプロセスが、ソーシャルワークの立場からすると非常に重要になってくるのだろうなという印象を持ちました。

その後の議論の中で大事なテーマがたくさんあったように思いますが、一つは、ソーシャルワーク関係というものと、そこに契約関係を持ち込むことのさまざまな影響については、遅まきながら明らかにしていく必要があるのではないかということです。

もう一つは、これは先ほどもお話に出たように思いますが、利用者と呼ぼうと、対象者と呼ぼうと、クライアントと呼ぼうと、ソーシャルワークの対象になる人を限定するというのはやはりリスクがあって、もっとアウトリーチの方法をとおして予防的なものに踏み込んでいかなくてはいけない時代がきているように思うのです。それを規定の枠の中にはめてしまうことが、本来のソーシャルワークの機能を奪うことになるのではないかとも感じました。

あと、震災のことについてですが、なかなか簡単にコメントはできないものではあるわけですが、現地の人でなければできないことと、それから外部からお手伝いできることは何かということを時間的な変遷の中で見極めていく。その上で、協働していけることは何かということを見極めていく。さらに、ソーシャルワークの実践としてどのようなアプローチがあるのかということの整理が必要なのではないかと感じました。

白澤　どうもありがとうございました。

それでは岩田さん、どうぞ。

岩田　先ほどの秋元先生のお話の中で、例えばステレオタイプのことについて、制度化というのはある種の利用者のステレオタイプによってしかなされないのではないかというコメントがあったわけですけれども、多分どこの国でも福祉国家が形成されてきた 20 世紀において、特にその後半でいろいろなサービス、所得保障だけではなくて福祉サービスが拡大していったときの中核のステレオタイプというのは、標準的な労働者家族といいますか、あるいはその人たちが中間層化していくというか、そういうところにあったのではないかと思うのです。それゆえ制度化が非常にたやすいといいますか、そしてその福祉分野からかなり普遍化していったものの典型が介護保険だったように思うのですね。そこにしたがって契約がフィットした。

そのときの中間層というのは、別にケアマネジメントを必要としなかったかもしれないと私は思います。仮に私が夫の介護をするようになったら、自分でマネジメントをやると思います。しかも、多くのそういう介護経験をした中間階級の女性から、自分がケアマネジャーになるような人々が生まれています。社会福祉学科を出なくても、どんどんケアマネジャーになっていますね。

こういう部分と、そうしたものの外縁にある社会福祉の、むしろ狭義の社会福祉がいろんな形で対応してきた問題というのは、その入れ込み方はいろいろあるのですけれども、若干違って、そこにおけるさまざまな問題を抱えた人々の制度利用、サービス利用や問題への対処の仕方には極めて多様なパターンがあるように思います。

そしてエージェンシーというのは、主体的というのは必ずしも常にプラスに働くわけではなくて、例えば先ほどおっしゃたようなソーシャルアクションを仕掛けようとしても、なかなかあきらめの方が強くてできないとか、非常に阻害要因が多い場合はできないとか、情報がきちっと届いていないとか、そういうこともありますし、例えば生活保護を利用している人たちが保護費を十分きちっと使えるかというと、そうではない。お酒に逃げてしまうというような行為を、自分でわかってもそこにいってしまうとか、ソーシャルワーカーとの関係も、ある時期はよくても、そのことについて常にお説教されるためにだんだん足が遠のく、こういうようなさまざまな人間としての反応があるわけです。

私はソーシャルワークというのはそういうことを念頭に置いているというふうに期待してますけれども、制度の対応において、制度それ自体が細かいそういうものを前提にすることはもちろんできないと思いますけれども、先ほど出てきた制度の利用プロセスの中でさまざまなそういう人間としての行為というものを十分そしゃくしていくというのが、社会福祉にとっては非常に大事なことだろうと。そういうことにようやく気がつかれてきたというように私は思っています。

ですから、そうした日本のさまざまな、特に外縁的な部分の実証研究というのをやっていく必要があるのではないかと思っています。

白澤　ありがとうございました。震災のことはいかがですか、よろしいですか。

それでは、秋元先生。

秋元　どうもありがとうございました。

私の枠組みというのは、きょう最初に少しお話ししましたように、恩恵から権利へということで福祉国家が形成されたときに打ち出された理念としての権利とか人権が、措置から契約へという流れの中でどう展開している、あるいはどう変わってきているのかということを少し考えて、そういう変化の中で権利保障の問題を考えるとしたらどういうようなことを考えていく必要があるのかということが問題意識としてあって、それを考えていく際に、一つの理論を展開する手立てとして類型化したある種の対象論を設定したわけです。

ただ、きょう、いろいろフロアからのお話なども聞かせてもらいまして、類型化した対象論をすることによって、言いあらわすこと、言えることということがあるわけですけれども、逆にそれでは言えないことがいろいろあるんだということを他方で考えておかなければいけない。私自身もそういうことはわかっていたつもりなのですけれども、往々にして類型論的なことをやるとそれが忘れ去られてしまうというか、ちょっと見えなくなってしまうところがある。例えば制度の谷間の問題ですとかそういったような事柄は、類型化の話とは別途考えなければいけない事柄なのだろうと思っています。そういう制度の谷間の問題に関しては、私個人としては、制度と実践のかかわり方、どうしたらいいのかということで、少しずつですが考えているつもりではあります。

もう一つ、これはシンポジストの先生方からのいろいろな話を聞いて、自分自身の宿題となるなと思っていることがみえてきしまた。いろいろ緩やかな制度化ということで好意

的に受けとめていただいているわけですけれども、ただ、先ほど岩田先生から、例えば生活福祉資金というのは緩やかな制度化にあたるのだろうが、それが本当にうまく機能しているのだろうか、という問いかけがありましたが、それについて私自身「確かになあ」と思うところがあります。ですから、緩やかな制度化ができればそれでいいというわけにはもちろんいかなくて、それをどう使うのか、それとどうかかわっていくのか、ということがやはり大切なのだろうと思うんです。

そもそも緩やかな制度化といってもいろいろあるから、どういう意味で緩やかさが必要で、どういうところはきちんとしていなくてはいけないのかというのはきっとあると思うのです。そういったことをもう少し丁寧に考えていかないと、なかなか私の宿題は終わらないのだろうなという気はしています。

以上です。

白澤　どうもありがとうございました。

以上をもとに、まとめをしなければならないのですが、実は利用者像に関する本日のテーマを私が決めさせていただいたのですが，その意味では今日はいろいろな御意見をいただきました。初めは、まずかったかなと思いながらここに座っていたのですが、逆にそういう中で利用者像の持つ意味を議論できたことは、よかったのではないかなと思っております。

同時に、このシンポジウムの中で私自身は随分疑問に思っている部分は、例えばこういう契約の中で、本来ならば事業者間の競争が起こってサービスの質が高まっていく、こういうことが全く進まなかった。例えば介護職の離職率も非常に高いし、あるいは給与も随分低い中で、質が高くない状況が進んでいる。その理由というのが、きょうの契約という議論の中での人間像というものをもう一度整理をすれば、何か新しい答えが出てくるのかな、ということを学ばせていただいたような気がいたします。

そして、きょうのテーマでの議論の中身ですが、利用者は共通のニーズと個別的なニーズを持っているという昔から古典的に言われていた問題と非常に近い議論を基本的にはしてきたのだろうと思います。そして、そのことに対して個別化と制度化をどうしていくのか、こういう議論の中で、きょう、秋元先生はそこに緩やかな対応、あるいは緩やかな制度、こういう中で新たな切り込みをしていこうではないかと考えます。そのことは、私たちの仕事は社会問題にも目を向けることができるし、同時に、先ほどのアクションとして岩田先生がおっしゃっていた組織的な活動や、あるいは一定のアクションを起こしていくというプロセスをつくり上げていくことができるわけです。そういうことを今日私たちは学んだような気がいたします。

同時に、その中で一つは利用者像という問題については、先ほどからも出ておりましたが、ステレオタイプにとらえていくことに大きな問題があって、そのことが逆に制度的な質の問題をつくりあげることができなかったのではないか。こういうふうに自分自身は一定のヒントを得たという思いでございます。今日は利用者像をどうとらえるのかというこ

とでございましたが、そういう議論をさせていただきました。

最後に、それを震災との関係で私なりに思いを少しお話させて頂きたいと思います。今回の震災に対しても、社会福祉は多くの人材を被災地に派遣もできたが、もう少しかかわりができるはずではないのかと思います。その反省は私の中に随分ございます。例えば今回、医療は随分積極的な活動ができたと私はみています。Ｄ－ＭＡＴ、Ｊ－ＭＡＴということで、急性期や亜急性期の対応に外部から派遣する形をつくりあげていった。そこに我々は伴走する形で必ずしもかかわることができなかった。あるいは、Ｄ－ＭＡＴ、Ｊ－ＭＡＴの皆さん方からは、そこで残された生活課題をつなぐことができなかった、こういうような御意見を随分聞いているわけです。

しかし、我々は活動していなかったわけではないのだと思います。例えばいろいろなところでボランティアコーディネーターを行ったり、先ほど出ていた生活福祉資金の貸付制度をやっていたりということで、それなりの部分的なソーシャルワークの一面をやっていたのかもしれません。そういう意味では、きょうのこの議論の中でソーシャルワークという話や社会福祉という話がございましたが、少し医療のＤ－ＭＡＴやＪ－ＭＡＴときちっと伴走して、そしてそれは、生活問題は長期化するわけでありますから、長期にかかわれる仕組みをもう一度つくらなければならないのだろうと思いますし、同時に、そのためには今からもう一度震災の社会福祉とはどうあるべきなのか、リスクにかかわる社会福祉はどうあるのかというのを考えていかなければならないのではないかと考えています。

ということを申し上げまして、きょうのシンポジウムを終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

第１２回損保ジャパン記念財団賞
〔社会福祉学術文献表彰〕
受賞者記念シンポジウム資料集

日時：平成２３年７月２３日（土）午後１時～５時
場所：グランドアーク半蔵門３階「華の間」

主催　公益財団法人 損保ジャパン記念財団
後援　厚生労働省・一般社団法人 日本社会福祉学会
日本地域福祉学会・日本社会福祉系学会連合
社団法人 日本社会福祉教育学校連盟

目　　次

シンポジウム『社会福祉が捉える「利用者像」－東日本大震災を踏まえて』

◇　シンポジウムのねらい・・・

損保ジャパン記念財団賞シンポジウム

社会福祉が捉える「利用者像」－東日本大震災を踏まえて

シンポジウムの趣旨とねらい

秋元美世氏の『社会福祉の利用者と人権―利用関係の多様化と権利保障』（有斐閣2010年3月発行）が平成22年度「損保ジャパン記念財団賞」（著書部門）を授賞された。社会福祉基礎構造改革以降、契約化・消費者主義の動向の中で権利擁護サービスという用語が一般化し、利用者像の多様性が表出してきたが、この点についての専門的・体系的な理論的整理が未整備だったことから、極めて時期を得た著書であるといえる。日本の社会福祉制度の変化に対応して、社会福祉サービスの利用関係の変化をもとに、「消費者としての利用者」「自立・自助を求められる利用者」「保護を必要とする利用者」に利用者像を設定し、それぞれについて社会福祉の制度的展開をより広い福祉理論の文脈に位置づけて説明することにより、深い理解を可能にした。さらに、「権利の非実現」「核となる権利と派生的権利」「コントロールの自由と有効な自由」「機会の自由とプロセスの自由」といった新たな概念装置を用いることで、社会福祉が対応すべき「自立」と「保護」といった課題を有する「生活者像」に迫っているといえる。

このシンポジウムでは、氏の研究を土台にして、法学の視点だけでなく、社会福祉の原論、政策、方法のそれぞれの立場から、社会福祉が捉える「利用者像」を議論し，整理することで、新たな研究や実践の展望を切り開いていきたいと願っている。

現実には、2000年以降の社会福祉基礎構造改革のもとで、ここ10年間で利用者像は一変した。新たな利用者像は、自立を目標にした、自らが選択や決定のもとで生活をしていくものである。このことは、従来の措置の時代における、サービスを受動的に提供される利用者像とは大きく異なることになる。このような 利用者像の変貌は確かに評価されるべきことではあるが、同時に強者の利用者像の奥に潜む課題も多くあるように考えられる。一方、こうした利用者像は現実の施策や実践の中で、いかに浸透したかも疑わしい。具体的には、新たな利用者像は、サービスを自己選択することで、事業者のサービスの質を高めることにつながるとの予測のもとで進められたが、本当にそうした質の向上につながったであろうか。本シンポジウムでは、社会福祉基礎構造改革の基本であるサービスを契約・利用する「利用者像」について総括をしたいと考えている。新たに構築されてきた利用者像の長所と問題点を社会福祉の様々な立場からえぐり出し、社会福祉における利用者の行為主体性のあり方を議論したい。

さらには、こうした対象者像は今回の東日本大震災での被災者をどのように捉えることになるのか。社会福祉の対象者像について、東日本大震災の事例も踏まえて切り込んだ議論をしたいと考えている。

「原理論における対象論の変遷」

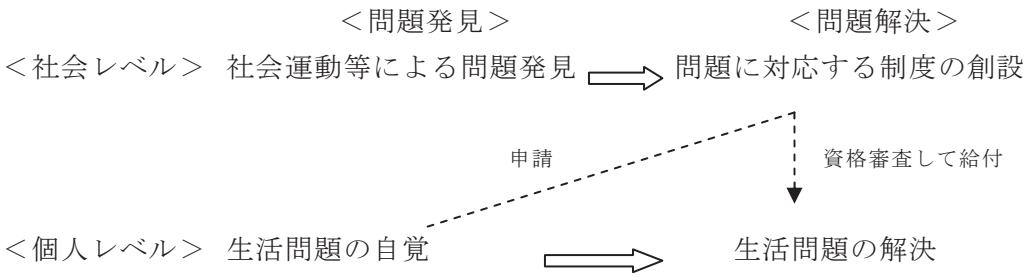
法政大学現代福祉学部　岩崎晋也

１．はじめに－分析枠組み

問題の発見から解決に至るプロセスを、社会問題レベルと個人の生活問題レベルに分け、各社会福祉制度を分析することで、それぞれの制度が想定する「利用者像」を明らかにする。その上で、孝橋、岡村、三浦らの原理論が、対象をどのように理解していたのかを述べ、原理論における対象論の課題を論じる。

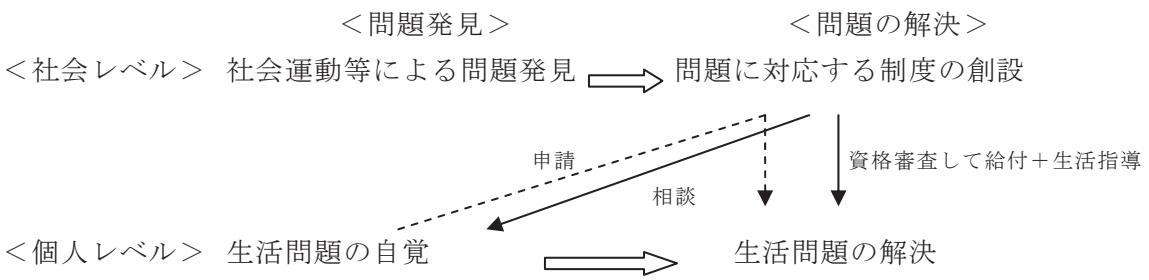
２．制度が想定している利用者像

１）一般社会サービス



社会レベルでは、社会問題として認識されれば、問題を抱える典型的な利用者を想定して制度を創設。個人は、必要に応じて、制度の利用を希望し生活問題を解決する。この場合の利用者像は、自ら必要なサービスを選択し、問題を解決できる自立的な市民である。また社会レベルと個人レベルの発見と解決の系は完全に分離し、個人の申請によって関係が生じる。

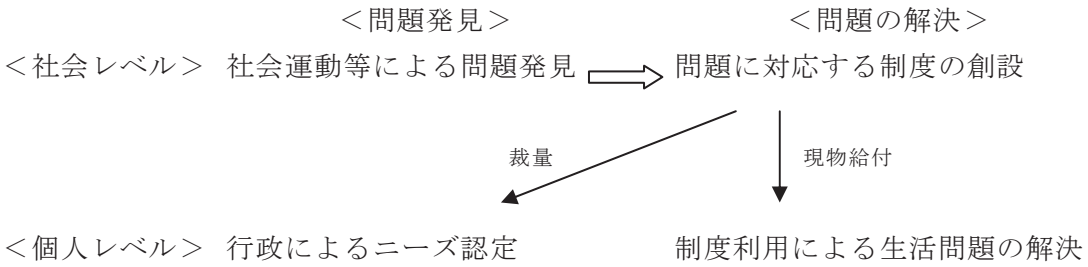
２）生活保護（福祉の現金給付、保護施設を除く）



生活保護は、職権保護という例外はあるものの申請主義を原則としており、一般社会サービスと同じように見える。しかし利用にあっては生活上の義務を負い、指導による介入を受け入れなければならない。さらに法的根拠はないが、水際作戦のように、生活問題の自覚があっても表明させない「相談」が行われ、＜個人レベル＞の問題発見から解決至る

系を断ち切る介入もなされる。その利用者像は、自立助長の対象となる個である。その半面、不服申し立て等が想定されており、自らの権利を主張する市民的側面も残している。また、社会レベルの問題解決の制度が個人レベルの問題解決に介入している。

3）措置制度（福祉の現物給付）



制度上、個人レベルの生活問題の自覚を必要としない（申請主義ではない）。よって本人が問題を認知していなくても、職権保護や家族の同意の下など、裁量によってニーズ認定がなされ、給付による問題解決が可能である。つまり個人レベルの問題の発見から解決に至る系が作動することを前提としていない。

3．各原理論による対象理解

＜問いの所在＞

社会レベルにおける問題の認知と制度創設による解決のプロセスと、個人の生活レベルにおける問題の認知を解決のレベルは、通常分けて考えられている。両者が交わるのは、個々人の生活レベルの問題認識が集合化され社会運動へと昇華するプロセスと、その社会問題に対応する制度が創設された後で、それを実際に利用して個々人の生活問題を解決するプロセスであろう。つまり基本的にベクトルは個人の側から出発する。しかし社会福祉においては、社会（制度）の側からの介入のベクトルが常につきまとっている。このことを対象理解の問題としてどのように理論化すればよいのだろうか。

1）孝橋正一

孝橋は「ソーシャル・ケースワークの本質は資本主義社会（市民社会、現代社会）に適応する人間像を理想とする社会的個別的援助過程である」(孝橋 1977：198) と批判した。その上で「現在の客観的事情のもとで、社会事業施設なりケースワーカーなりがクライエントためになすことのできる限度を知らせ、どうすればその限界を客観的・主体的に押し広げることができるかの知識や情報についても示唆を与え、ワーカーとクライエントとの間の相互理解を深めクライエントが主体的に歩み始めるのを援助することなのである」(孝橋 1977：201) と述べている。

孝橋の場合、個人の問題発見の領域に、制度に所属するケースワーカーが働きかえることは否定しないものの、自らの権利意識や資本主義の限界を「正しく」認識するように指導することが求められており、働きかけの内容を問題にしている。

孝橋の対象理解は、利用者の主体性に着目するも、主体性の発揮の方向性（問題の理解

の仕方や解決の方向性）は、マルクス主義イデオロギーによって決定されており、他の選択肢は容認されない。

2）岡村重夫

岡村の場合は、社会福祉の固有性という観点から、利用者の「主体的、個人的側面」に立ち問題をとらえることを強調した。しかし岡村の利用者像は、単に主体性を持つ個ではない。ウェッブの少数派報告にあるような「最低の文化的生活を普遍的に維持することは、社会のためでもあり、また個人のためでもあって、両者の共同責任である」（岡村 1983：53）という「社会＝個人相互責任の原則」を自覚した個である。つまり「社会＝個人相互責任の原則」を前提とすることで、社会レベルと個人レベルの問題の発見から解決に至る系の連結を強め、その両者の責任を実現することが社会福祉の機能（社会と個人の媒介機能）と位置付けられたのである。そして、その連結を前提に、個人のレベルの問題認識を社会問題化するプロセスを重視した（「法律によらない民間の自発的な社会福祉による社会福祉活動の存在こそ、社会福祉全体の自己改造の原動力と評価」。

ただし、利用者が、「社会福祉のねらう社会的人間像」を実現しえない場合は、一次的にせよ社会福祉が保護機能を発揮することも致し方ないのである。

3）三浦文夫

三浦は、社会レベル（政策）と個人レベル（実践）を分けて理解することを提唱し、政策においてイギリスのソーシャルアドミニストレーション研究の成果を導入し、契約に基づく福祉サービス提供の理論的枠組みを提示した。

「在宅福祉にみられる新しい社会福祉サービスは、従来のニーディ（要援護者 needy）に即して必要な援助・サービスを提供するという方式ではなく、ニード（要援護問題 need）に着目して必要なサービスを提供する方式ということができる。すなわち前者の方式では、精神的・身体的あるいは社会的な障害によって、自立した生活ができない個人・世帯を選別し、その自立を助長するために、必要な助言、指導と援助を行うことであり、要援護者を包括的に『管理』する側面をもつ。これに対して後者の考え方の基礎は、個人は原則として独立の居宅生活を送り、その生活の過程で生ずる種々なニードが発生するが、そのニードがこの独立した生活を脅かすことになるとして、このニードの解決・充足を図ることによって、その自立・発達あるいは社会的アイデンティティの確保がなされるという思想が含意されているのである。」（三浦 1995：288）。

つまり三浦は、選択可能な者とそれができない者に分離して利用者を理解しようとした。

4．対象論における課題

1）問題発見の論理の共通枠組み（援助・介入の正当性の前提）

孝橋はマルクス主義的社会観を利用者に正しく認識させることによって、岡村は「社会＝個人」相互責任原則を前提に、社会レベルと個人レベルの問題発見の論理を連結し、社会から個人へのベクトルの働きかけの正当性を担保した。

社会福祉の場合、個人の生活の問題でもあり、それが社会全体の問題になるという枠組

みが欠かすことができない。

三浦は、対象者を二分化することで、この問題を回避しようとしたが、ニーディへの介入がなぜ正当化されるのかには答えていない。

2）問題の要援護性（緊急性）の違い

利用者が抱える問題の要援護性（緊急性）の違いによって、個人への強い介入が必要な場合とそうでない場合がある

a.虐待や災害批判など本人が望まなくても強制的に介入すべきと考えられるレベル

b.利用者の移行を尊重しながらもサービス提供に社会の有責性を認めるレベル

c.サービスの利用も実施も任意とされるレベル（ただし利用は望ましいと考えられる）

3）利用者の問題解決プロセスへの要支援性の違い

認知症や知的・精神障害に限らず（単純にニードとニーディの線引きは出来ない)、問題を認識してから解決に至るプロセスにおいて支援を必要とする場合、その要支援性の違いによっても介入の必要性が異なる。

5．一つの利用者像　－生活の仕方の幅を広げる潜在能力アプローチ

個人レベルの問題解決のプロセスを当事者以外の者がコントロールすることの侵襲性の高さを回避する必要性を考えれば、目標とすべき利用者像（状態）として参考になるのは、アマルティア・センのいう潜在能力（ケーパビリティ）アプローチであろう。個々の利用者の心身の状況に合わせて、その人が実際にアクセス可能な選択肢（基本的な生活問題に関わるもの）がどれだけ用意されているかを問う概念である（実際に何を選んだのかではなく、選べる状態にあることに価値を置く。問題解決プロセスに支援を受けて、選択肢を吟味した結果、何も選ばないという選択もありえる)。

文献：

岩崎晋也（1996）「社会福祉における社会と個人の価値対立の問題について－岡村理論と三浦理論の批判的検討」『人文学報』272，57-74.

岩崎晋也（1998）「社会福祉の人間観と潜在能力アプローチ」『人文学報』（東京都立大学人文学部）291，49-68.

岩崎晋也（2002）「なぜ『自立』社会は援助を必要とするのか－援助機能の正当性」古川孝順・岩崎晋也･稲沢公一･ほか『援助するということ－社会福祉実践を支える価値規範を問う』有斐閣, 69-133.

岩崎晋也（2008）「社会福祉にとっての『自立』支援とは」日本社会福祉学会編『福祉政策理論の検証と展望』中央法規出版，173-95.

岩崎晋也編（2011）『リーディングス日本の社会福祉　第 1 巻　社会福祉とはなにか　理論と展開』日本図書センター

孝橋正一（1977）『新・社会事業概論』ミネルヴァ書房

三浦文夫（1995）『増補改訂社会福祉政策研究』全国社会福祉協議会

岡村重夫（1983）『社会福祉原論』全国社会福祉協議会

社会福祉が捉える「利用者像」

－社会福祉方法論の立場から－

大阪市立大学大学院生活科学研究科
教 授　　岩 間 伸 之

●はじめに

（論点）　○制度が変われば「利用者像」の何が変わるのか
　　○「利用者像」にソーシャルワークの本質をどのように反映させるか

１．社会福祉の制度の変化が「利用者像」に与える影響

１）「社会関係の客体的側面」の変化

社会福祉の制度（福祉サービスの提供の仕組み）の変化は、「社会関係の二重構造」における「客体的側面」の変化を意味する。そこに規定される部面においてのみ、「利用者像」は変化する。つまり、たとえ制度が変わろうとも、それ以外の部面において「利用者像」が自動的に変化するわけではない。

２）「客体的側面」の変化が与える影響

「客体的側面」の変化に規定される部分が、「主体的側面」に与える影響について制度の側から検証しておく必要がある。社会福祉基礎構造改革が「主体的側面」に与える影響は何か。契約制度の導入によって、「利用者像」にどのような影響を与える可能性があるのか。しかしながら、それは「利用者像」の変化と把握に向けた諸条件の一つにすぎない。

３）ソーシャルワークが「主体的側面」に働きかける意味

「主体的側面」に働きかけるソーシャルワークは、「客体的側面」の変化の中で「利用者像」を創造していく役割を担うことになる。「利用者像」の個別化を図る過程において、ソーシャルワークが存在する意味がある。制度に規定される存在として利用者（クライエント）を十把一絡げに捉えることなどできない。

２．ソーシャルワークによる「利用者像」の創造

１）ソーシャルワークがもつ援助特性　－何をもってよしとするのか－

ソーシャルワークにおいては、「何をもってよしとするのか」を見極めることは容易ではない。命を守ることや最低限度の生活を保障することだけでなく、所与の条件のもとで、その人にとっての意味のある生活や人生を模索することを視野に入れなければならない。

しかしながら、このようにとらえた瞬間、「何をもってよしとするのか」に答えを求めることが難しくなる。生活上の課題やニーズの解決策、ゴールのあり方はきわめて多様であるし、同時にきわめて個人的なことでもある。そして、そもそも個人の生活や人生に深くかかわる内容について、当事者以外の第三者が決定できることでもない。本人がどのような変化をすれば援助が成功したことになるのか。それを追究する延長線上に、本人にとっての生活の質の向上とは何か、幸福とは何かという大きな課題が位置づけられる。

こうしたゴール設定や評価の難しさはソーシャルワークがもつ内在的特性といえるが、それゆえそこに答えを見出す枠組みが求められることになる。

２）実践の根拠としての「価値」の位置と意味

ソーシャルワークは、知識・技術・価値という３つの要素が三位一体となって専門的な働きかけが提供される。専門職である限りにおいて、直接的には専門的な知識と技術でもって対象に働きかけることになるが、その際もう一つの「価値」の存在が大きな意味をもつ。ここでいう「価値」とは、ソーシャルワークの専門職として共通にもっておくべき価値基盤のことである。言い換えれば、実践の根拠となるものであり、「援助を方向づける理念・思想・哲学」と説明できる。知識と技術をどのように、またどの方向に向けて活用するかは、「価値」によって決まることになる。

ソーシャルワークにおいて「何をもってよしとするのか」を見極めるのが難しいという特性を踏まえたとき、この「価値」のもつ意味はきわめて大きくなる。実践の根拠となる価値と乖離した実践は、援助者が都合のいいように誘導したり、勝手にゴールを設定したり、周囲の強い声に流されたりすることになりかねないからである。

３）取り組みの主体は本人自身であること　－「利用者像」の創造に向けて－

では、実践の根拠となる「価値」の内容はどのようなものか。その価値のうち、その根幹に位置するものとして、「取り組みの主体を本人自身に置くこと」がある。

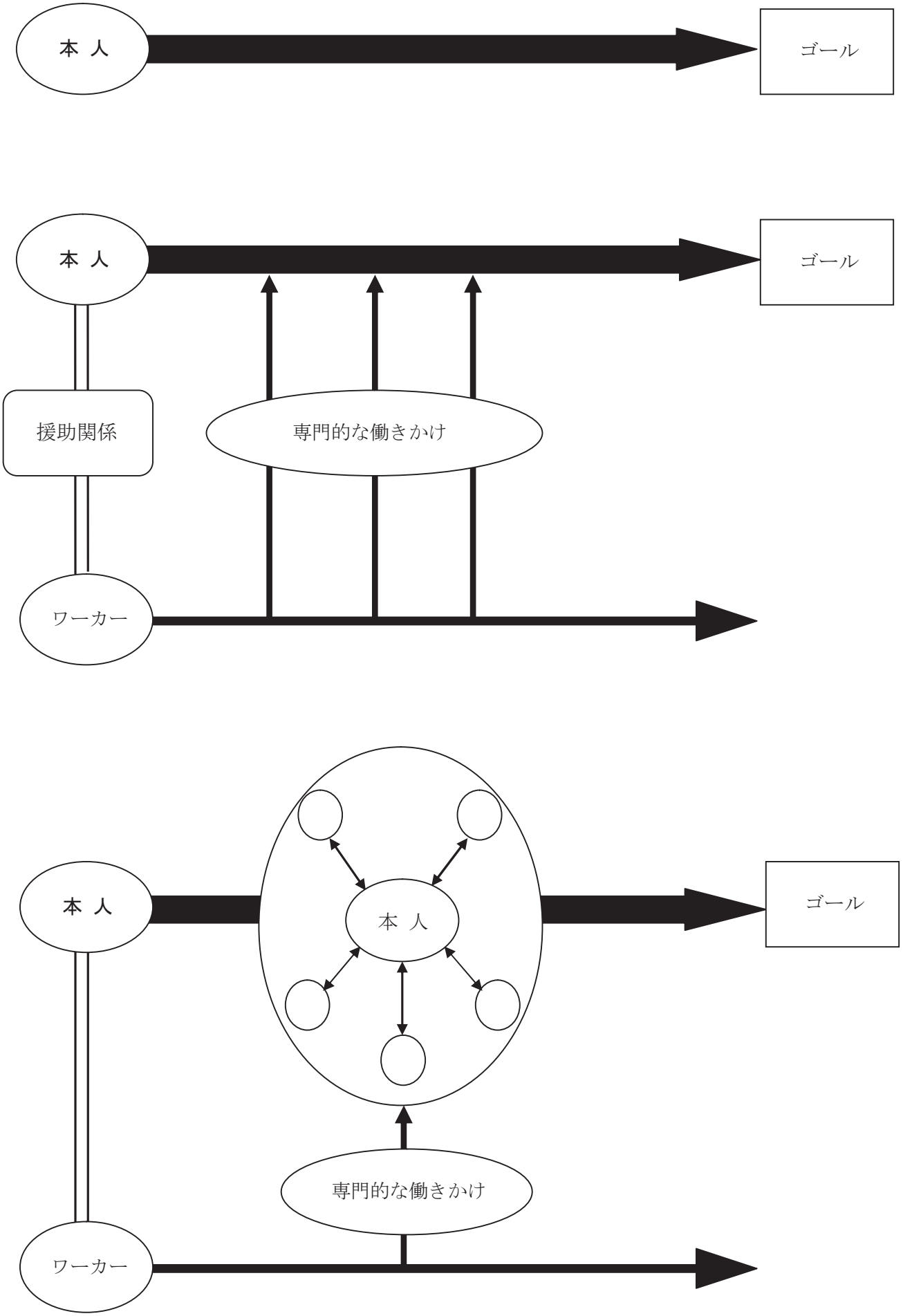
援助の対象となるクライエントとは、治療や変容の対象でもなく、また専門職によって問題解決をされる存在でもない。ソーシャルワークとは、ワーカーとの援助関係のなかでクライエント自身が自分の問題を解決していくための取り組みでなければならない。生活上の課題や問題を解決する。その際の主語は、本人以外あり得ないということである。それは、個人に降りかかるさまざまな課題を誰も肩代わりできず、他人は請け負うことができないという厳然たる事実に起因する。

したがって、ソーシャルワークは、本人自身が問題解決できるようにすることにすべ

てが焦点化されることになる。たとえば、援助過程とは、援助者の過程ではなく、クライエント本人が問題解決に向けた本人の過程でなければならない。援助者はその歩みを専門的に支えることになる。また、援助の重要な原則として位置づけられる自己決定の原則とは、本人に決めてもらうことではなく、本人が決めるそのプロセスを支えることでなのである。何をもってよしとするのか。その答えを本人自身が導き出せるように専門的に支え続ける。その行き着いたところがゴールとなる。

本人は、その本人の人生を生きるしかない。ソーシャルワークとは、自己実現に向けた本人の歩みを社会関係というつながりのなかで支えていく専門的な営みのことであり、ソーシャルワークにおける「利用者像」とはそこに反映されることになる。

（文 献）
岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能－個と地域の一体的支援の展開に向けて－」『ソーシャルワーク研究』37-1, 相川書房, 2011 年, pp. 4-19.
岩間伸之「困難事例とは何か－３つの発生要因と４つの分析枠組み－」『ケアマネジャー』第 11 巻第９号, 中央法規出版, 2009 年, pp. 16-19。
岩間伸之『支援困難事例へのアプローチ』メディカルレビュー社, 2008 年, p. 4。
岩間伸之『対人援助のための相談面接技術－逐語で学ぶ 21 の技法－』中央法規出版, 2008 年。
岩間伸之「対人援助の『質』を考える－ソーシャルワーク研究の観点から－」『ケアマネジャー』第８巻第６号, 中央法規出版, 2006 年, pp. 22-25。
岩間伸之「『人を援助すること』の意味」『ケアマネジャー』第７巻第１号, 中央法規出版, 2004 年, pp. 11-13。



本人主体の「援助過程」の概念（岩間伸之）

社会福祉と行為主体性Agency

日本女子大学　岩田正美

1

社会福祉政策と行為主体論の欠如

社会問題における個人的原因と社会構造的原因の二分論

社会構造論への一方的傾斜と資源配分の重視

関係調整的ソーシャルワークへの批判

2

ソーシャルワークにおける主体性への注目

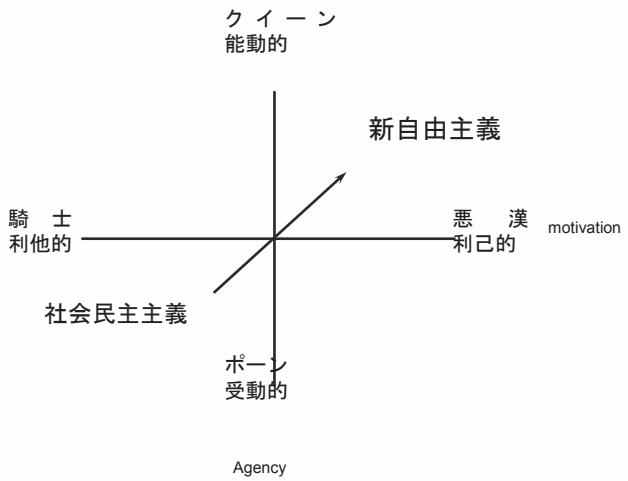
社会関係の調整

社会関係の主体的側面の重視

個人の主体性の実現が阻まれた困難への支援

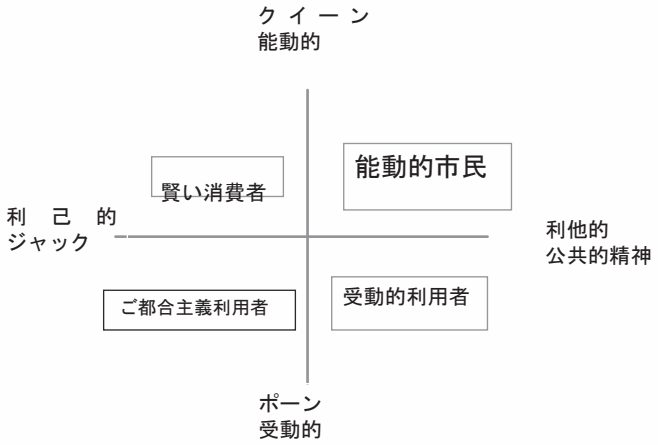
3

ソーシャルポリシーにおける行為主体論の流行（ル・グランの整理）



4

秋元美世の整理（利用者像）



5

なぜ政策論に行為主体性なのか

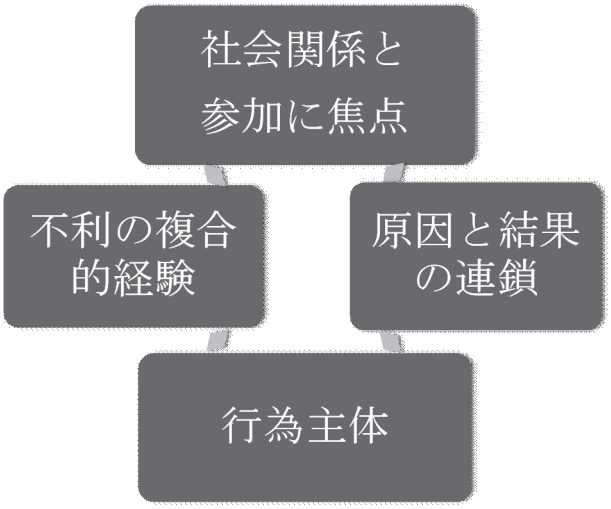
新自由主義による「自立した消費者」像
にもとづく政策への転換

脱工業化・グローバル社会の新しい問題群＝伝統的な階級や特定集団の共通利害だけでなく、様々な人々の多様な人生の中に「個別化」して現象する問題群。（ロザンバロン）

社会構造、文化的文脈からの制約と行為主体との関連への着目→　個人的原因と社会構造的原因の二分化の克服への契機＝社会的排除論

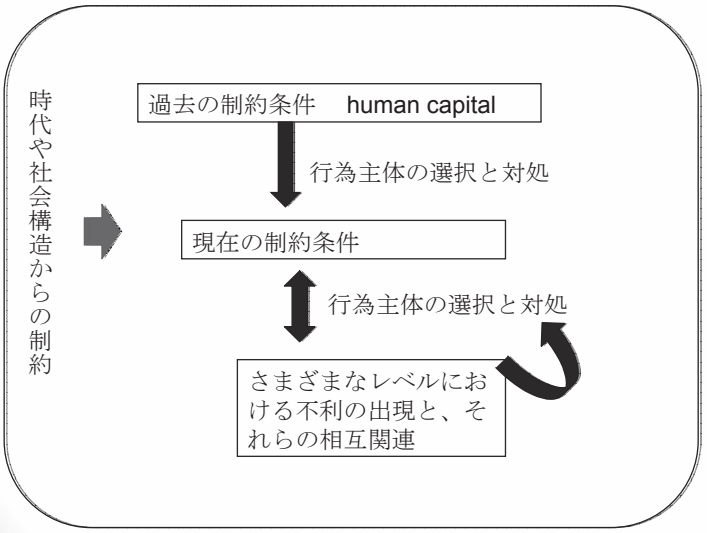
6

社会的排除論の特徴



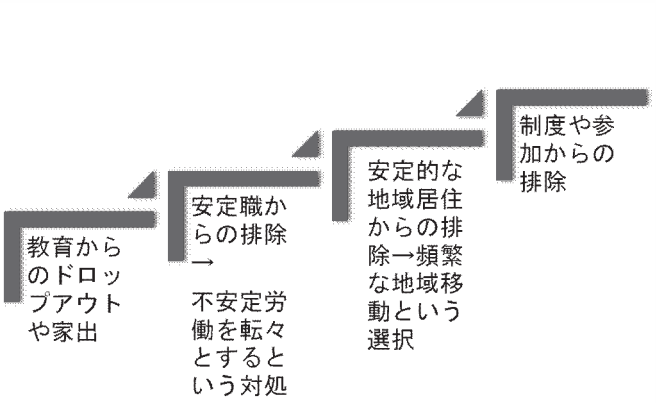
7

社会的排除論と行為主体性（１）



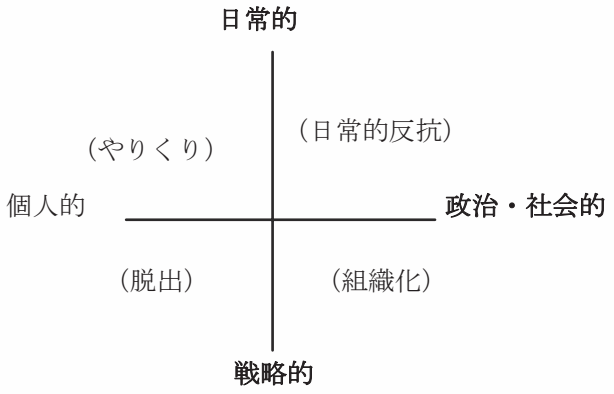
8

社会的排除論と行為主体性（２）
プロセスとしての排除



9

対処や選択は一様ではない
Listerの整理



Lister,R.　Poverty 2004

10

どのような利用者像か？

- 単純な二分法（受動的な福祉利用者か能動的な利用者か）は非現実的。
- もちろん能動的な利用者＝自立した利用者像の押しつけはむしろ利用者の主体性を損なうことになりかねない。
- 行為者の対処や戦略は多様であって、社会構造や文化的文脈の中で変化する。
- 社会福祉政策が単一の「理想像」をもつのは危険

11

行為主体性と資源

- 様々な個人の対処や戦略が不利からの脱出や緩和に役立つのは、そのような対処が資源（経済的資源だけでなく時間、情報、帰属性など）と結びついた時である。
- 資源との結びつきを無視して、主体性の強化（個人的な）だけのアプローチを行っても、問題解決には結びつかない。個人を責めることになる。
- サポートサービスやソーシャルワークと資源との結びつきの重要性

12

個人の主体性・戦略だけか？

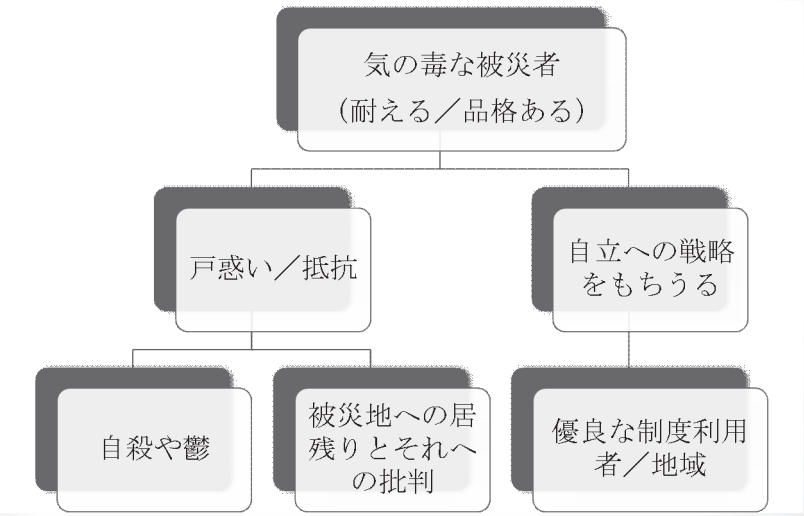
- Listerの期待＝組織的戦略
  同じ不利を抱えている集団へのアイデンティティや地域を基礎とした政治的主体への期待
  消費者としての権利ではなくシチズンシップの獲得

→当事者や地域主体、あるいはそれらの「声」を聞く

しかし、そのような組織からこぼれる人々の「声」は聞き取られない。

13

大災害と被災者像の変遷



14

行為主体論と社会福祉研究

- 日本ではまだ十分研究がなされていない
- ソーシャルワーク分野における対象理解においての研究はあるが、資源や排除プロセスとの関係が不十分である。
- 社会福祉政策にせよ、ソーシャルワークにせよ、ステレオタイプな利用者像を超えた行為主体性についての実証研究が必要。

15

MEMO

審査講評

損保ジャパン記念財団賞

審査委員長　白澤　政和

《選考経過》

平成 22 年度の「損保ジャパン記念財団賞」は、社会福祉関係学会理事及び（社）社会福祉学校連盟加盟校の学部長その他の指定推薦者から著書部門で 39 件 34 編、論文部門で 13 件 12 編の推薦を受けた。候補として推薦された著書および論文は、平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月末日までに公刊されたもので、社会福祉を主なテーマとして論述されたものである。これらの著書および論文について、計 3 回（平成 22 年 10 月 2 日(土)、平成 22 年 11 月 23 日(火)、平成 23 年 1 月 29 日(土)）の審査委員会を開催し、損保ジャパン記念財団賞候補者について慎重に審議した。

（著書部門）

第 1 次審査では、推薦著書について、「審査に関する整理の視点」を基準に審査を行い、基準に該当する 9 編を第 2 次審査の対象文献として選考した。さらに、推薦された著書の水準を確認する意味から、対象期間に発行されたものの推薦されていない著書 106 編の中から基準に該当すると思われる著書 6 編を抽出した。

第 2 次審査では、審査対象になった 15 編の著書について、各著書につき 2 名の審査委員が担当し、精読の上 5 段階評価と各自の書評を事前に書面にて提出した。その各書評を基に第 2 次審査を進めた。その結果、第 2 次審査では、3 編が第 3 次審査対象文献として選考された。これらは、秋元美世氏の『社会福祉の利用者と人権―利用関係の多様化と権利保障』（有斐閣）、武川正吾氏の『社会政策の社会学―ネオリベラリズムの彼方へ』（ミネルヴァ書房）、渡邊裕子氏の『社会福祉おける介護時間の研究―タイムスタディ調査の研究』（東信堂）の 3 著書であった。

第 3 次審査は、全審査委員が上記の審査対象文献 3 編すべてを精読し、5 段階評価と各自の詳細な書評を事前に書面にて提出した上で実施された。第 3 次審査会では、各委員提出の書評を基に長時間にわたる議論を行い、厳正な審査の結果、秋元美世氏の著書『社会福祉の利用者と人権―利用関係の多様化と権利保障』（有斐閣）を財団賞として選定した。

選出された秋元美世氏の著書『社会福祉の利用者と人権―利用関係の多様化と権利保障』においては、利用者像が多様化する現代を対象に「緩やかな制度化」といった概念を用い、新しい権利論が展開されており、論理構成も一貫しており、高く評価された。これらの審査結果から、平成 22 年度損保ジャパン記念財団賞に相応しいということで、秋元美世氏の著書『社会福祉の利用者と人権―利用関係の多様化と権利保障』を理事会に推薦する。

（論文部門）

論文部門については、第 1 次審査では、推薦論文について、「審査に関する整理の視点」を基準に審査を行い、基準に該当する 7 編の推薦論文を 2 次審査の対象文献として選考した。さらに、推薦された著書の水準を確認する意味から、対象期間中に社会福祉系学会連合に加入している学会誌およびいくつかの専門ジャーナルに掲載された論文の中で査読が行われた（レフリー付き）全論文の中から、推薦論文との比較が必要と判断されたものについて、第 2 次審査における比較検討の対象とした。

第 2 次審査は、事前にジャーナルごとに 2 名ずつの審査委員を担当とし、対象論文を精読し、5 段階評価を事前に書面にて提出した上で行われた。審査委員会では、各書評を基に審査を進めた結果、第 2 次審査では、田中耕一郎氏の論文「連帯の規範と＜重度知的障害者＞―正義の射程から放逐された人々―」（『社会福祉学』Vol.50-1）が第 3 次審査対象論文として選考された。

第 3 次審査は、全審査委員が審査対象論文を精読し、5 段階評価と各自の詳細な書評を事前に書面にて提出した上で行われたが、慎重に審査した結果、平成 22 年度損保ジャパン記念財団賞の受賞論文は該当なしとの結論に至った。

《選考理由》
著書部門
『社会福祉の利用者と人権―利用関係の多様化と権利保障』
（有斐閣　2010年3月発行）

著者　秋元美世
（所属　東洋大学社会学部社会福祉学科　教授）

本書は、社会福祉サービスが契約化する中で、利用関係が多様化するという現代的課題に対して、社会福祉における権利を論じるための論点を提示し、社会福祉における人権理論の再構築を図った骨格の大きな力作である。

その構成は、「利用関係の多様化」を分析したⅠ部と「人権理論の再構築」を目指したⅡ部とで組み立てられている。

Ⅰ部では、まず第1章において、利用者像多様化の背景と、多様化した利用者像を論じるための枠組みが提示されている。それに続き、多様な利用者像として、消費者としての利用者（第2章）、保護を必要とする利用者（第3章）、自立を求められる利用者（第4章）に整理し、それぞれの利用者像に対する課題を提示し、それへの対応やあるべき方向性を論じている。

Ⅱ部では、第5章においては、利用者の多様化から社会福祉に対して要請されてくる多様な評価を人権理論がどのように受けとめていくかを論じ、第6章ではそれを可能にする権利の制度化についてまとめている。そして、第7章で基本的ニーズとして権利の内容について論じたうえで、第8章では、人権理論を軸とした利用者の権利擁護の全体的な位置づけを示すという理論展開となっている。

整理された構成や一貫した論理展開から、全体を通じて明晰な内容となっており、著者の長年の研鑽から湧き出てくるオリジナリティのある発想が随所に見られることも高く評価される。

社会福祉基礎構造改革以降、契約化・消費者主義の動向の中で権利擁護サービスという用語が一般化し、利用者像の多様性が表出してきたが、この点についての専門的・体系的な理論的整理が未整備だったことから、極めて時期を得た著書であるといえる。

本書は、日本の社会福祉制度の変化に対応して、人権という視点から、社会福祉サービスの利用関係の変化を「消費者としての利用者」「保護を必要とする利用者」「自立・自助を求められる利用者」に利用者像を設定し、新たな国家と社会と個人の関係のもとで、それぞれについて社会福祉の制度的展開をより広い福祉理論の文脈に位置づけて説明することにより、深い理解を可能にした。このことは、現時点での社会福祉理論に関する論点整理としても重要であり、社会福祉学に対する広い意味での法学からの貴重な貢献としても評価できる。

こうして利用者の多様性を明快に整理した上で、筆者は、社会福祉とかかわる権利を「道徳的権利」と「法的権利」に区分して議論するとともに、法的権利としては不完全義務にあたる関係について「緩やかな制度化」というアプローチを用いている。これは、従来の硬直した権利論を覆す内容であり、権利や人権の保障を図るための説得力ある論旨が展開されている。

その他にも提示された「権利の非実現」「核となる権利と派生的権利」「コントロールの自由と有効な自由」「機会の自由とプロセスの自由」といった新たな概念装置を用いることで、社会福祉が対応すべき「自立」と「保護」といった問題に対応できる理論的枠組みを見出そうとしている点も意欲的であり、正面から社会福祉サービスに対する人権の本質に踏み込む姿勢がうかがえ、高く評価できる点である。

一方で本書の課題として、著者の今後に期待したい点もある。その一つは、結論の一つとして導かれた「緩やかな制度化」の例示がオンブズマンや苦情解決制度に留まり、利用者の人権を擁護する具体性に欠けているきらいがある。これは、理論的な整理に重点がおかれているためとも解することができるが、経験的な事例に即した平板な説明となっており、具体的な人権擁護の方法についての掘り下げが不足する結果となっている。ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念と実践が、法的権利論の中でどのように位置づけられ展開されるのかの議論の深まりを期待したい。

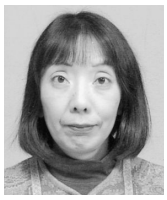
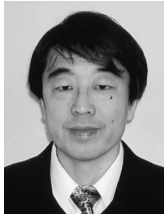
これに加えて、本著は法学的な手続き論により社会福祉の制度論や支援論に深く切り込んだことにユニークさを有しているが、法学的な手続きが「社会福祉の利用関係論＝支援論」にどこまで説明可能かが論じられてもよいであろう。

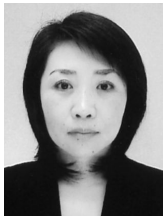
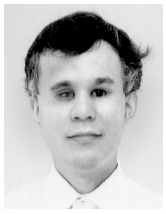
将来に向けて論究されることを期待したい部分があるとしても、秋元美世氏の『社会福祉の利用者と人権―利用関係の多様化と権利保障』は「損保ジャパン記念財団賞」（著書部門）に相応しいしいものとして、高く評価したい。

損保ジャパン記念財団賞受賞者

（平成２３年１２月現在）

	著　者	著書または論文名	
第１回 （平成１１年） ＜著書部門＞	**社会福祉学博士 金子　光一氏** 淑徳大学社会学部助教授 （現職：東洋大学社会学部教授）	**『ビアトリス・ウェッブの福祉思想』** （ドメス出版、平成９年発行）	
＜論文部門＞	**医学博士・工学博士 筒井　孝子氏** 国立公衆衛生院研究員、 国立病院・医療管理研究所研究員 （現職：国立保健医療科学院 統括研究官	**「介護保険制度下におけるケアシステムの未来」** （社会保険旬報、平成１０年 ６月･７月発行）	
第２回 （平成１２年） ＜著書部門＞	**社会学博士 池本　美和子氏** 日本福祉大学社会福祉学部助教授 （現職：佛教大学社会福祉学部教授）	**『日本における社会事業の形成』** （法律文化社、平成１１年）	
＜論文部門＞	**社会福祉学博士 北場　勉氏** 日本社会事業大学社会福祉学部助教授 （現職：日本社会事業大学 社会福祉学部教授）	**「社会福祉法人制度の成立とその今日的意義」** （季刊社会保障研究、平成１１年）	
	平岡　公一氏 お茶の水女子大学文教育学部教授 （現職：同じ）	**「社会サービスの多元化と市場化」** （『福祉国家への視座』、 平成１２年）	
第３回 （平成１３年） ＜著書部門＞	**社会福祉学博士 大友　信勝氏** 東洋大学社会学部教授 （現職：龍谷大学社会学部教授）	**『公的扶助の展開』** （旬報社、平成１２年）	
＜論文部門＞	**社会福祉学博士 門田　光司氏** 福岡県立大学人間社会学部教授 （現職：同じ）	**「学校ソーシャルワーク実践におけるパワー交互作用モデルについて」** （『社会福祉学』、平成１２年）	
	社会福祉学博士 松山　毅氏 日本福祉教育専門学校専任講師 （現職：順天堂大学スポーツ健康科学部 准教授）	**「イギリス近世初期の慈善活動の成立過程に関する一考察」** （『日本福祉教育専門学校研究紀要』、平成１３年）	

	著　者	著書または論文名	
第４回 （平成１４年） ＜著書部門＞	**社会福祉学博士 田中　英樹氏** 長崎ｳｴｽﾚﾔﾝ大学現代社会学部教授 （現職：早稲田大学人間科学学術院 教授）	**『精神障害者の地域生活支援』** （中央法規出版、平成１３年）	
＜論文部門＞	**文学博士 田川　佳代子氏** 愛知県立大学文学部助教授 （現職：愛知県立大学 教育福祉学部教授）	**「高齢者ケアマネジメントに おける倫理的意思決定」** （『社会福祉学』、平成１３年）	
第５回 （平成１５年） ＜著書部門＞	**社会福祉学博士 坂田　周一氏** 立教大学コミュニティ福祉学部教授 （現職：同じ）	**『社会福祉における 資源配分の研究』** （立教大学出版会、平成１５年）	
＜論文部門＞	**社会福祉学博士 大原　美知子氏** 東京都精神医学総合研究所 主任技術研究員 （現職：東京都医学研究機構研究員）	**「母親の虐待行動と リスクファクターの検討」** （『社会福祉学』、平成１５年）	
	菊地　英明氏 東京大学大学院/ 国立社会保障･人口問題研究所研究員 （現職：武蔵大学社会学部准教授）	**「生活保護における 『母子世帯』施策の変遷」** （『社会福祉学』、平成１５年）	
	社会福祉学博士 寺田　貴美代氏 清和大学短期大学部専任講師 （現職：新潟医療福祉大学 社会福祉学科准教授	**「社会福祉と共生」** （『社会福祉とコミュニティ』 東信堂、平成１５年）	
第６回 （平成１６年） ＜著書部門＞	**心理学博士 山口　利勝氏** 第一福祉大学人間社会福祉学部 (通信教育部)助教授 （現職：山口福祉文化大学 ライフデザイン学部教授）	**『中途失聴者と難聴者の世界』** （一橋出版、平成１５年）	
＜論文部門＞	**社会福祉学博士 李　政元氏** 関西福祉科学大学社会福祉学部 専任講師 （現職：関西学院大学総合政策学部 准教授）	**「高齢者福祉施設スタッフの QWL 測定尺度の開発」** （『社会福祉学』、平成１５年）	

	著　者	著書または論文名	
第７回 （平成１７年） ＜著書部門＞	**法学博士 廣澤　孝之氏** 松山大学法学部教授 （現職：福岡大学法学部教授）	**『フランス「福祉国家」体制の形成』** （法律文化社、平成１７年）	
第８回 （平成１８年） ＜著書部門＞	**菅沼　隆氏** 立教大学経済学部教授 （現職：立教大学経済学部教授）	**『被占領期社会福祉分析』** （ミネルヴァ書房、平成１７年）	
＜論文部門＞	**社会福祉学博士 村田　文世氏** 日本女子大学大学院人間社会研究科 博士課程後期 （現職：九州看護福祉大学 看護福祉学部准教授）	**「『委託関係』における当事者組織の自律性問題−組織間関係論に依拠した理論枠組の構築−」** （『社会福祉学』、平成１７年）	
第９回 （平成１９年） ＜著書部門＞	**星加　良司氏** 東京大学先端科学技術研究センター 特任助教 （現職：東京大学大学院 教育学研究科 ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ教育開発研究ｾﾝﾀｰ 専任講師）	**『障害とは何か−ディスアビリティの社会理論に向けて−』** （株式会社　生活書院 平成１９年２月）	
＜論文部門＞	**金子　絵里乃氏** 法政大学現代福祉学部 現代福祉学科任期付専任助手 （現職:関西大学人間健康学部助教）	**「『小児がんで子どもを亡くした母親の悲嘆過程−「語り」からみるセルフヘルプ・グループ/サポート・グループへの参加の意味−』」** （『社会福祉学』、平成１９年２月）	
第１０回 （平成２０年） ＜著書部門＞	**大友　昌子氏** 中京大学現代社会学部教授 博士（学術・福祉） （現職：同じ）	**『帝国日本の植民地社会事業政策研究―台湾・朝鮮―』** （ミネルヴァ書房、 平成１９年４月）	
第１１回 （平成２１年） ＜著書部門＞	**金澤　周作氏** 京都大学大学院文学研究科准教授 文学博士 （現職：同じ）	**『チャリティとイギリス近代』** （京都大学学術出版会、 平成２０年１２月）	

	著　者	著書または論文名	
第１２回 （平成２２年） ＜著書部門＞	**秋元　美世氏** 東洋大学社会学部教授 博士（社会福祉学） （現職：同じ）	**『社会福祉の利用者と人権** **－利用関係の多様化と権利保障』** （有斐閣、平成２２年）	

公益財団法人損保ジャパン記念財団の理事（平成２３年１２月現在）

（敬称略）

理事長	佐藤　正敏	（損害保険ジャパン取締役会長）
専務理事	岡林　秀樹	（損保ジャパン記念財団専務理事）
理　事	鴻　常夫	（東京大学名誉教授）
理　事	大橋　謙策	（日本社会事業大学大学院特任教授）
理　事	田中　滋	（慶應義塾大学大学院教授）
理　事	古川　貞二郎	（恩賜財団母子愛育会理事長・元内閣官房副長官）
理　事	三浦　文夫	（日本社会事業大学名誉教授）
理　事	森嶌　昭夫	（日本気候政策センター理事長）
理　事	和田　正江	（主婦連合会副会長）

第１２回損保ジャパン記念財団賞の審査委員（平成２２年度）

（敬称略）

審査委員長	白澤　政和	（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授）
審査委員	岩田　正美	（日本女子大学人間社会学部教授）
審査委員	黒田　研二	（大阪府立大学人間社会学部教授）
審査委員	小林　良二	（東洋大学社会学部教授）
審査委員	髙橋　重宏	（日本社会事業大学学長）
審査委員	宮武　剛	（目白大学大学院生涯福祉研究科長・人間学部人間福祉学科教授）

損保ジャパン記念財団叢書 No.81
第１２回損保ジャパン記念財団賞受賞者記念講演録

発行日　平成２４年３月２２日
発行者　公益財団法人損保ジャパン記念財団
〒160-8338　東京都新宿区西新宿１－２６－１
電　話　03-3349-9570　　ＦＡＸ　03-5322-5257
URL　http://www.sj-foundation.org/
Email　sjf3340@sj-foundation.org